

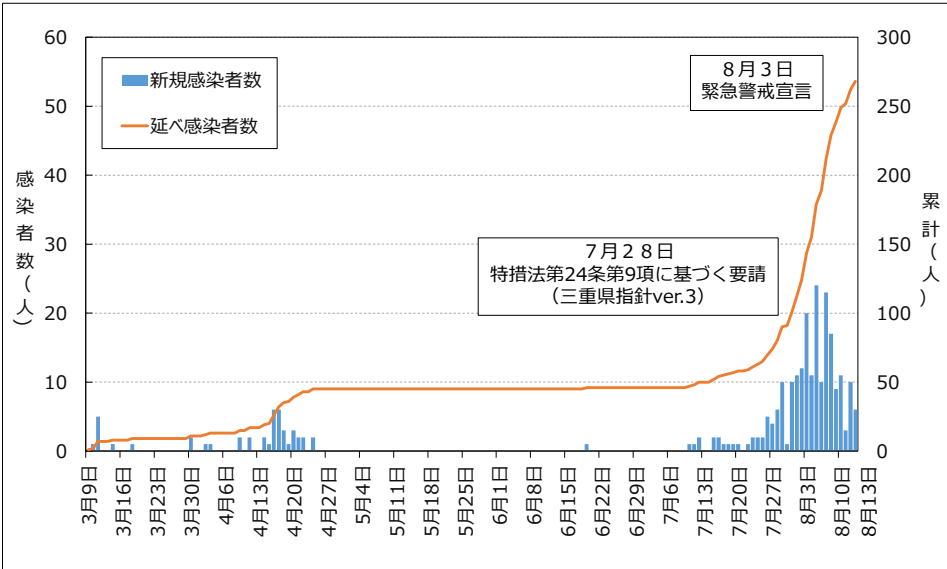
資料 9

新型コロナウイルス感染症 の発生状況について

令和2年8月14日

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

県内患者発生状況 (n=268, R2.8.13時点)



※再陽性者1名を含む

医療提供体制等の強化（検査体制）

- 帰国者・接触者外来に加え、
地域外来・検査センター（PCR外来）設置

⇒早期に10か所設置をめざす!

（6か所開設済み（8/14時点）、4か所程度を追加で開設予定）

- PCR等検査機器の追加的配備、
新たな抗原検査法の導入

保健環境研究所:PCR検査機器を追加導入（最大検査数120→180検体）
抗原検査（定量）機器を新たに導入予定

行政検査協力（医療）機関:2施設→7施設（検査機器を追加配備（12台））

これらの対策により

最大ピーク時の検査件数を640件に!

医療提供体制等の強化（医療体制）

- 患者推計を踏まえ、療養者数のピークを
上回る病床・宿泊療養施設数を確保

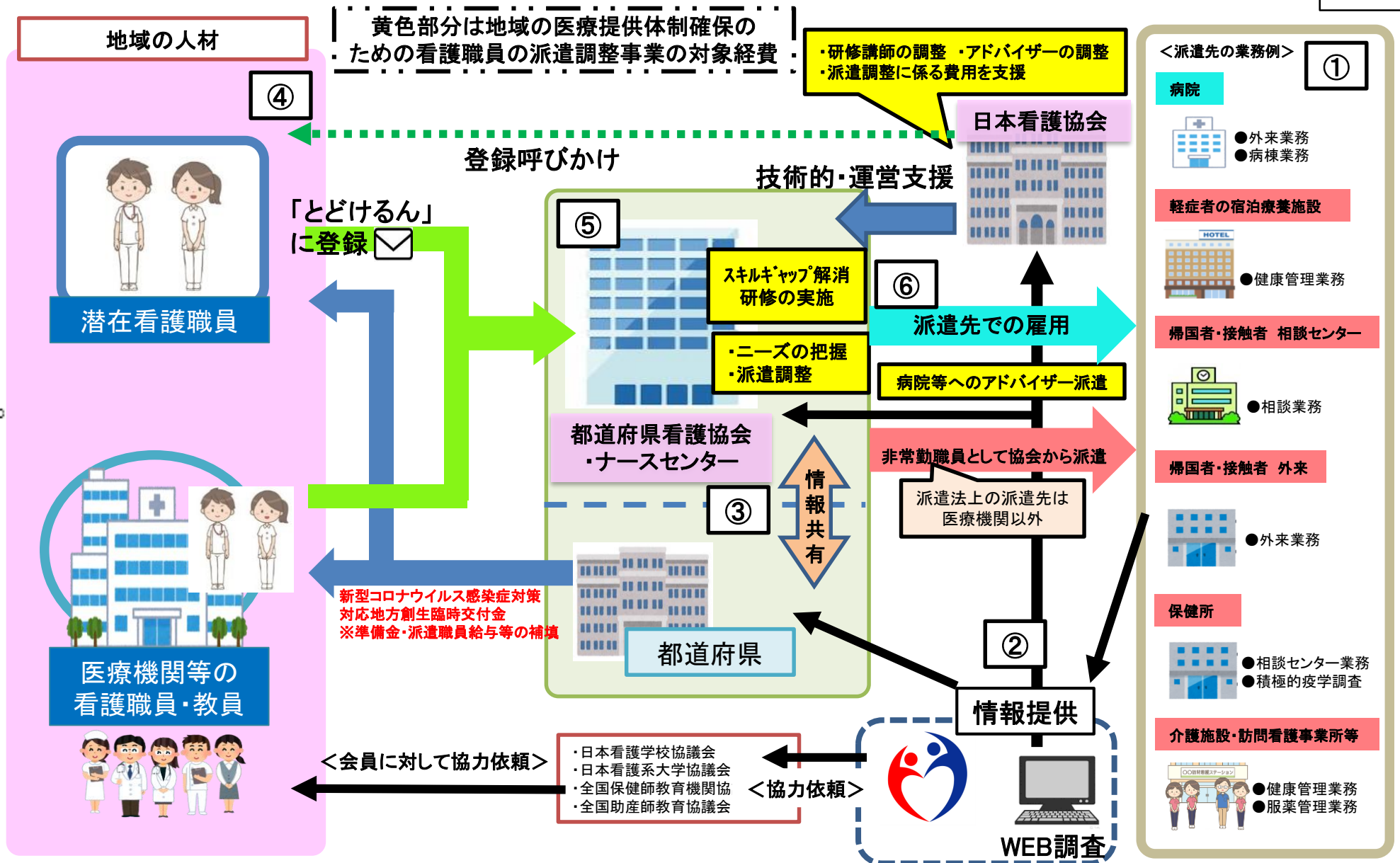
⇒現在、フェーズ2（感染拡大期）の
入院病床209床で対応中

さらなる患者の増加に備え、フェーズ3（まん延期）
（358床）の移行に係る準備を開始

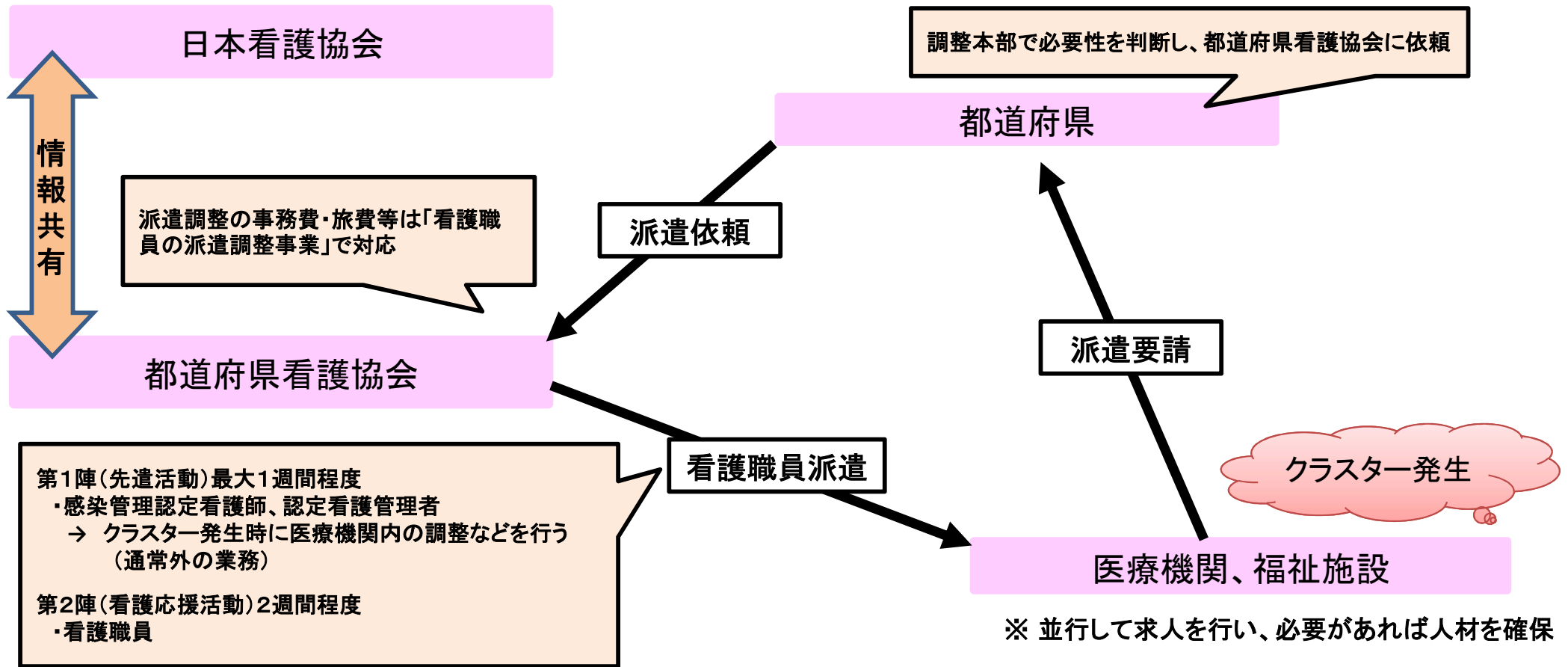
- 軽症者等向け宿泊療養施設100室
の運用開始（8/13～）

地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業(日本看護協会への委託事業)

別添1



クラスター発生時の看護職員の派遣の仕組み



- ①所属先のある看護職員
- ②所属先のない看護職員(都道府県看護協会で雇用)

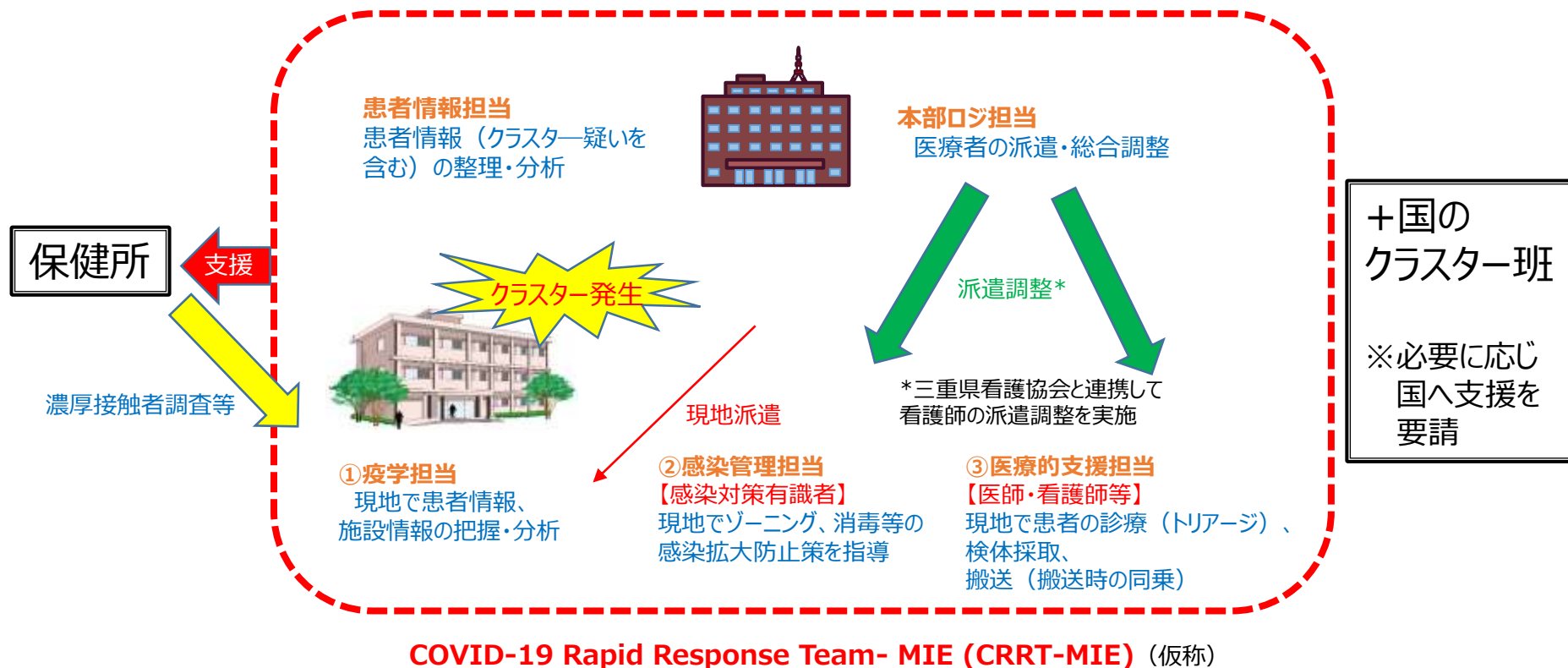
← DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業(緊急包括支援交付金)で都道府県から派遣元に補助

- ※ 派遣先が医療機関の場合、DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業は通常の体制では対応できない状況での活動を支援するものとして、
 - ・ 第1陣は、当該医療機関における感染防止措置の問題点を把握して見直した上で、濃厚接触者の把握・検査を行い、感染者の隔離などの通常業務ではない調整業務を行うため、派遣した人数分を補助する。
 - ・ 第2陣は、通常業務を実施する応援活動として派遣する看護職員であり、派遣した看護職員数から休業した看護職員数を差し引いた人数分を補助する。休業した看護職員分は、通常の体制を確保するために必要な経費として、派遣先から派遣元への支払いを求める。
- ※ 感染した看護職員が休業する場合は労災給付、濃厚接触者となり看護職員が休業する場合は雇用調整助成金の対象

クラスター対策グループ役割

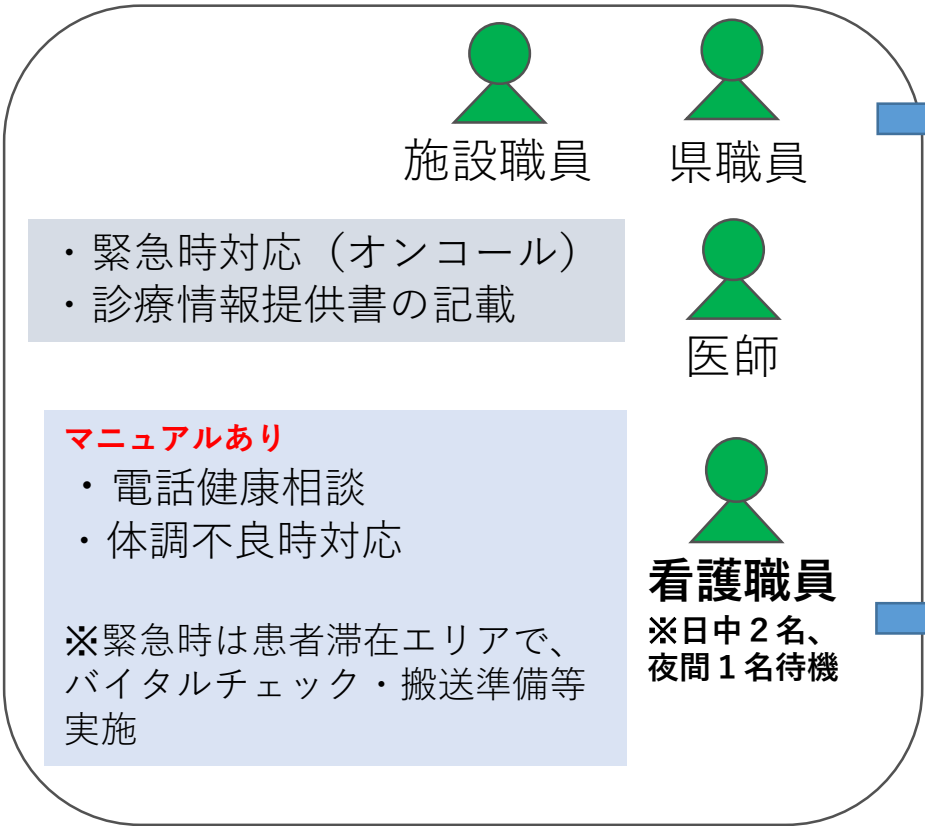
○クラスター対策グループ再構築

クラスター発生時に保健所が実施する接触者調査や積極的疫学調査等の支援を行うため
4月上旬に対策本部事務局に設置した「クラスター対策グループ」を再編成し、**大規模ク
ラスタ-発生時に外部の医師や看護師等をクラスター発生施設等に派遣する仕組みを構築中**
(8月上旬)。



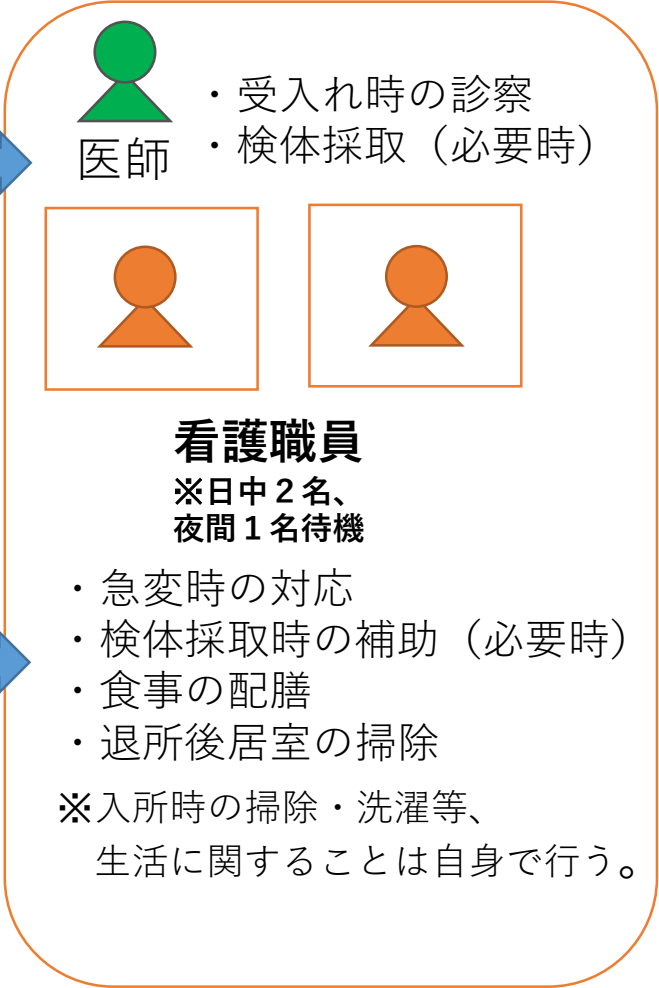
宿泊療養施設

グリーンゾーン



防護服着脱エリア

レッドゾーン



三重県看護職員確保対策検討会報告書

－ 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）の取組及び
平成 30 年度以降の取組の方向性について－

平成 30 年 3 月

三重県健康福祉部医療対策局

（平成 30 年 6 月改訂 三重県医療保健部）

はじめに

平成 26 年 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、医療は、『病院完結型』から、地域全体で治し支える『地域完結型』への転換がはかれることとなりました。

それに伴い、医療従事者の確保対策として、医療機関の管理者は勤務環境改善の取組を行うことが努力義務となり、看護職員については、看護師等免許保持者の届出制度や特定行為研修制度が開始されました。

また、平成 29 年 4 月には「新たな医療のあり方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」が出され、望ましい医療従事者の働き方等のあり方について提言がなされました。

三重県においては、看護職員の不足状況が依然として続いている中、県の看護職員の確保対策について多角的・総合的に検討する場として、平成 26 年 8 月に「三重県看護職員確保対策検討会」を設置しました。

平成 27 年 3 月には、本報告書の前身となる「三重県看護職員確保対策検討会報告書」がまとめられました。取組の方向性として、人材確保、定着促進、資質向上、助産師確保の 4 本柱で整理し、それに従って確保対策の取組を進めてきました。

主な取組としては、人材確保対策として、三重県ナースセンターの機能強化をはかるため、平成 27 年 12 月に「三重県ナースセンター四日市サテライト」を開設しました。

定着促進対策として、平成 26 年 8 月に「三重県医療勤務環境改善支援センター」を設置するとともに、平成 27 年度に、三重県独自の取組として「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設しました。

資質向上対策では、平成 27 年 2 月に「国際医療技術連携体制協議会」を設置し、医療における国際連携の一環として、看護職員の海外派遣研修を実施しました。

助産師確保対策として、就業場所の偏在、地域偏在の解消のため、平成 27 年度から助産師出向支援に取り組んでいます。

一方、三重県のプライマリ・ケアに関する教育・研究機関として、平成 28 年 10 月に三重大学に委託し、県立一志病院に「三重県プライマリ・ケアセンター」が設置されました。多職種連携により、地域でプライマリ・ケアが実践できる医療介護従事者の育成の一環として、プライマリ・ケアエキスパートナースの養成が開始されました。

さらに、平成 29 年 3 月には「三重県地域医療構想」が策定され、地域における効率的で質の高い医療提供体制の構築とともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組が推進されているところです。

命の誕生から終末期まで、あらゆる場面で、看護職員に求められる役割・期待は高く、特に、在宅ケアを含む地域包括ケアの推進のために、看護職員の果たす役割は大きいと考えられます。

さて、三重県保健医療計画（第5次改定）が平成29年度に終期を迎えることから、新たな医療計画の策定に合わせ、看護職員確保対策についても、看護職員を取り巻く環境の変化もふまえ、あらためて、今後の方向性を示すこととなりました。

少子高齢化が進展する中、看護職員の確保対策を効果的に進めていくためには、計画的、戦略的に取り組む必要があります。そのため、特に注力すべき取り組みについて示すとともに、関係機関が目的意識を共有しながら取組を推進できるよう、目標値を設定しました。

また、平成30年度に国が実施を予定している看護職員の需給状況調査に併せ、県内の医療機関や介護保険施設等の需給状況を調査し、就業場所や分野ごとに求められる看護職員像や数を明らかにしたうえで、あらためて、目標項目・目標値について検討します。

医療計画は6年間の計画となっておりますが、本報告書は概ね3年を目処に取組の方向性を示しました。毎年、取組の評価を行いつつ、社会情勢の変化なども勘案し、あらためて次期の3年間の取組の方向性を検討することとします。

《現状》

三重県では医師のみならず看護職員¹の不足が指摘されている。このため、県として看護職員確保にかかる各種の取組を進めているところであるが、平成 25（2013）年度に本県で実施した「医師看護師需給状況調査」によると、平成 47（2035）年においてもなお供給不足が見込まれるとされている。

資料 1：看護師・准看護師（常勤換算）需給見通し
（三重県「平成 25 年度医師看護師需給状況調査」）

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
需要量	16,519	17,418	18,023	18,501	18,649	18,539
供給量	16,519	17,219	17,143	17,814	18,146	18,357
需給ギャップ	0%	-1%	-5%	-4%	-3%	-1%

（平成 25 年度三重県医師看護師需給状況調査より抜粋）：

平成 22（2010）年から平成 37（2035）年までに、県の人口は 185 万人から 158 万人まで減少するが、高齢者の人口の増加に伴い、看護師・准看護師需要量は現状より増加する見込みである。

一方、三重県の看護師・准看護師の約 60%は 40 歳以上であり比較的高齢化が進んでいるため、平成 27（2015）年から平成 32（2020）年では供給量は減少するが、平成 37（2025）年以降は看護師等学校養成所²の定員増加の影響で、供給量は増加し、需給バランスは、平成 37（2035）年に -1%まで回復する見込みである。

¹ 看護職員：保健師、助産師、看護師、准看護師

² 看護師等学校養成所：看護系大学、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所、高等学校専攻科（5 年一貫）

資料2：看護職員数(三重県「平成28年保健師助産師看護師准看護師業務従事者届再集計」
 ※全国数値および全国順位は、厚生労働省「平成28年衛生行政報告例」の三重県
 数値を上記数値に置き換えて、独自に算出)

(単位：人)

平成28年	三重県	全国
看護師数	16,259	1,149,953
(人口10万人あたり)	899.3(34位)	906.0
准看護師数	5,096	323,146
(人口10万人あたり)	281.9(28位)	254.6
保健師数	681	51,273
(人口10万人あたり)	37.7(38位)	40.4
助産師数	420	35,784
(人口10万人あたり)	23.2(43位)	28.2
看護職員総数	22,456	1,560,156
(人口10万人あたり)	1,242.0	1,229.1

資料3：県内看護職員数の推移(厚生労働省「平成6年～26年衛生行政報告例」、
 三重県「平成28年保健師助産師看護師准看護師業務従事者届再集計」)



平成28年末における看護師数は16,259人で、人口10万人あたり899.3人と全国平均を下回っている。准看護師数は全国平均を上回るものの、保健師数・助産師数は全国平均を下回っており、特に助産師数は全国最下位レベルである。

なお、推移を見ると、看護師・保健師・助産師ともに年々増加しているが、准看護師は減少傾向にある。

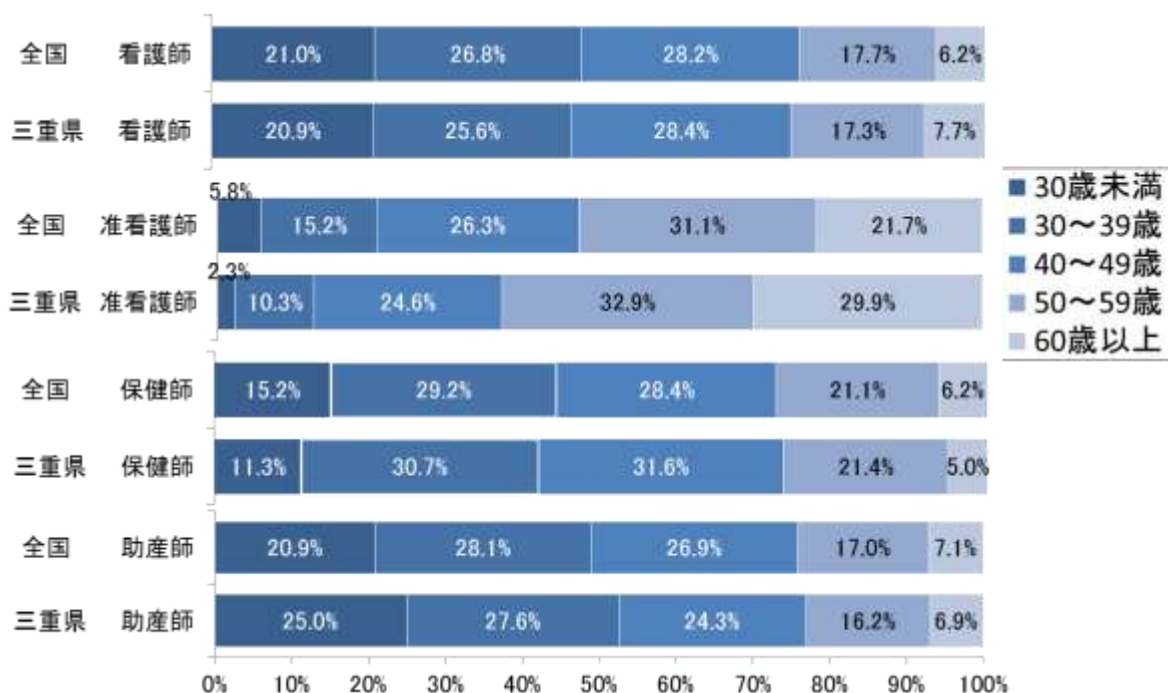
資料4：地域医療構想区域別看護職員数（人口10万人あたり）
 （三重県「平成28年保健師助産師看護師准看護師業務従事者届再集計」、
 三重県「三重県月別人口調査 市町別年齢別人口（平成28年10月1日）」
 （単位：人）

	看護師	准看護師	保健師	助産師	看護職員総数
三重県	899.3	281.9	37.7	23.2	1,242.0
桑員	806.9	276.0	34.9	22.0	1,139.8
三泗	817.4	222.8	29.2	29.5	1,098.9
鈴亀	790.0	224.4	25.2	17.0	1,056.6
津	1,261.0	260.5	52.7	43.4	1,617.7
伊賀	737.0	217.9	32.7	15.5	1,003.1
松阪	1,026.6	344.5	44.0	16.5	1,431.6
伊勢志摩	822.4	382.9	39.3	13.0	1,257.6
東紀州	824.1	529.5	62.6	8.5	1,424.7

人口10万人あたりの看護職員数は、県平均に比べ、津区域、松阪区域は多く、伊賀区域、鈴亀区域は少なくなっており、地域偏在が見られる。

また、東紀州区域においては、他区域に比べると、准看護師の占める割合が多い。

資料5：職種別・年齢階級別従事者割合（三重県「平成28年保健師助産師看護師准看護師業務従事者届再集計」※全国数値は、厚生労働省「平成28年衛生行政報告例」の三重県数値を上記数値に置き換えて、独自に算出）



看護師、保健師は40歳代が、助産師は30歳代が最も多い。准看護師は50歳以上が半数を占める。

資料6：県内就業場所別看護職員数(厚生労働省「平成18年～平成26年衛生行政報告例」、三重県「平成28年保健師助産師看護師准看護師業務従事者届再集計」)
(単位：人)

	病院	診療所		助産所	訪問看護ステーション	介護保険施設等	社会福祉施設	保健所	市町村	事業所	看護師等学校・養成所	その他	計
		有床	無床										
平成18年	10,845	991	2,152	15	387	817	304	69	443	110	211	63	17,568
平成20年	11,264	961	2,417	23	418	940	317	90	460	144	237	141	18,718
平成22年	11,653	920	2,563	42	447	2,425	426	95	473	188	259	96	19,587
平成24年	12,090	874	2,837	25	505	2,716	432	103	459	227	285	127	20,680
平成26年	12,524	745	2,833	26	519	2,781	481	72	534	200	290	130	21,135
平成28年	13,007	688	3,004	26	707	3,053	568	103	586	215	316	183	22,456

就業場所別看護職員数を見ると、有床診療所への就業者が減少している一方で、訪問看護ステーション、介護保健施設等、社会福祉施設では年々増加している。また、事業所においても年々増加し、就業場所の多様化が進んでいる。

資料7：県内看護師等学校養成所一覧

(厚生労働省「平成29年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」)

(単位：人)

課程	学校名	地域医療 構想区域	定員
看護系大学	三重大学医学部看護学科	津	80
	三重県立看護大学	津	100
	四日市看護医療大学	三泗	100
	鈴鹿医療科学大学看護学部	鈴亀	80
助産師養成所	ユマニテク看護助産専門学校助産専攻科	三泗	30
看護師養成所 (3年課程)	桑名医師会立桑名看護専門学校	桑員	50
	ユマニテク看護助産専門学校看護学科	三泗	80
	四日市医師会看護専門学校	三泗	40
	聖十字看護専門学校	三泗	40
	三重中央医療センター附属三重中央看護学校	津	80
	津看護専門学校	津	35
	三重看護専門学校	津	40
	岡波看護専門学校	伊賀	20
	名張市立看護専門学校	伊賀	20
	松阪看護専門学校	松阪	40
	伊勢保健衛生専門学校看護学科	伊勢志摩	40
高等学校専攻科 (5年一貫)	三重県立桑名高等学校衛生看護科及び専攻科	桑員	40
准看護師養成所	伊勢地区医師会准看護学校	伊勢志摩	40

県内の看護師等学校養成所は、看護系大学が4か所、助産師養成所が1か所、看護師養成所(3年課程)が11か所、高等学校専攻科(5年一貫)が1か所、准看護師養成所が1か所の計18施設で養成されており、定員は全体で955人となっている。

資料 8 : 看護職員養成者数

(厚生労働省「平成 29 年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」)

※人口 10 万人あたり数は、総務省統計局「人口推計 (平成 28 年 10 月 1 日)」より算出

	総数		看護系大学		助産師養成所		看護師養成所 (3 年課程)		高等学校 専攻科 (5 年一貫)		准看護師 養成所	
	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国
校数 (校)	18	1,473	4	267	1	119	11	554	1	78	1	231
人口 10 万人 あたり (校)	1.0	1.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.6	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2
一学年 定員数 (人)	955	78,980	360	22,656	30	1,858	485	28,907	40	4,199	40	10,163
人口 10 万人 あたり (人)	52.8	62.2	19.9	17.8	1.7	1.5	26.8	22.8	2.2	3.3	2.2	8.0
卒業生数 (人)	831	67,392	301	18,627	29	1,501	429	24,050	33	3,382	39	8,947
人口 10 万人 あたり (人)	46.0	53.1	16.6	14.7	1.6	1.2	23.7	18.9	1.8	2.7	2.2	7.0

※総数には、保健師養成所、看護師養成所 (2 年課程)、短期大学 (3 年・2 年) を含む。

人口 10 万人あたりの全国値と比較すると、看護系大学及び助産師養成所については、一学年定員数及び卒業生数は多い。

看護師養成所 (3 年課程) については、校数、一学年定員数及び卒業生数のいずれも全国より多い。

准看護師養成所については、校数、一学年定員数及び卒業生数のいずれも全国より少ない状況にある。

資料 9 - 1 : 県内看護師等学校養成所 (課程別) 退学率

(厚生労働省「平成 29 年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」)

	看護系大学	助産師 養成所	看護師養成所 (3 年課程)	高等学校専攻 科 (5 年一貫)	准看護師 養成所	全課程
全国	3.5%	5.6%	9.8%	18.1%	12.7%	8.7%
三重県	-0.7%	3.3%	14.0%	17.5%	9.3%	8.8%

※退学率 = 退学者 (入学者 - 卒業生) / 入学者 (卒業生には前年度卒業延期者等を含む。)

※全課程には、保健師養成所、看護師養成所 (2 年課程)、短期大学 (3 年・2 年) を含む。

県内看護師等学校養成所の退学率は 8.8% であり、全国平均とほぼ同様となっている。課程別に比較すると、看護師養成所 (3 年課程) においては、全国平均を上回っている。

資料9-2：県内看護師等学校養成所（課程別）卒業生就業状況
 （厚生労働省「平成29年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」）

（単位：人）

課程	校数 (校)	定員	卒業者	保健師として就業			助産師として就業			看護師として就業			その他	3職種 の 就業	3 職種 の 就業 (再掲)	3 職種 の 就業 率
				保健師	(再掲) 県内 就業	県外 就業 (再)	助産師	(再掲) 県内 就業	県外 就業 (再)	看護師	(再掲) 県内 就業	県外 就業 (再)				
看護系大学	3	280	301	7	4	3	21	13	8	262	145	117	11	290	162	55.9%
助産師養成所	1	30	29	0	0	0	22	7	15	7	5	2	0	29	12	41.4%
看護師養成所 (3年課程)	12	525	429	0	0	0	0	0	0	406	359	47	23	406	359	88.4%
高等学校専攻科 (5年一貫)	1	40	33	0	0	0	0	0	0	31	18	13	2	31	18	58.1%
准看護師	1	40	39	0	0	0	0	0	0	30	30	0	9	30	30	100.0%
計	18	915	831	7	4	3	43	20	23	736	557	179	45	786	581	73.9%

※「看護師」は准看護師を含む。

平成28年度における県内看護師等学校養成所卒業生のうち県内就業者数は581人であり、県内就業率（保健師・助産師・看護師の3職種の就業者のうち県内就業者の割合）は73.9%となっている。課程別に見ると、特に助産師養成所、看護系大学の県内就業率が低い。

資料9-3：県内看護師等学校養成所県内就業率
 （三重県「看護師等学校養成所卒業生就業状況」）



県内就業率は、70~80%台を推移し、近年減少傾向にある。

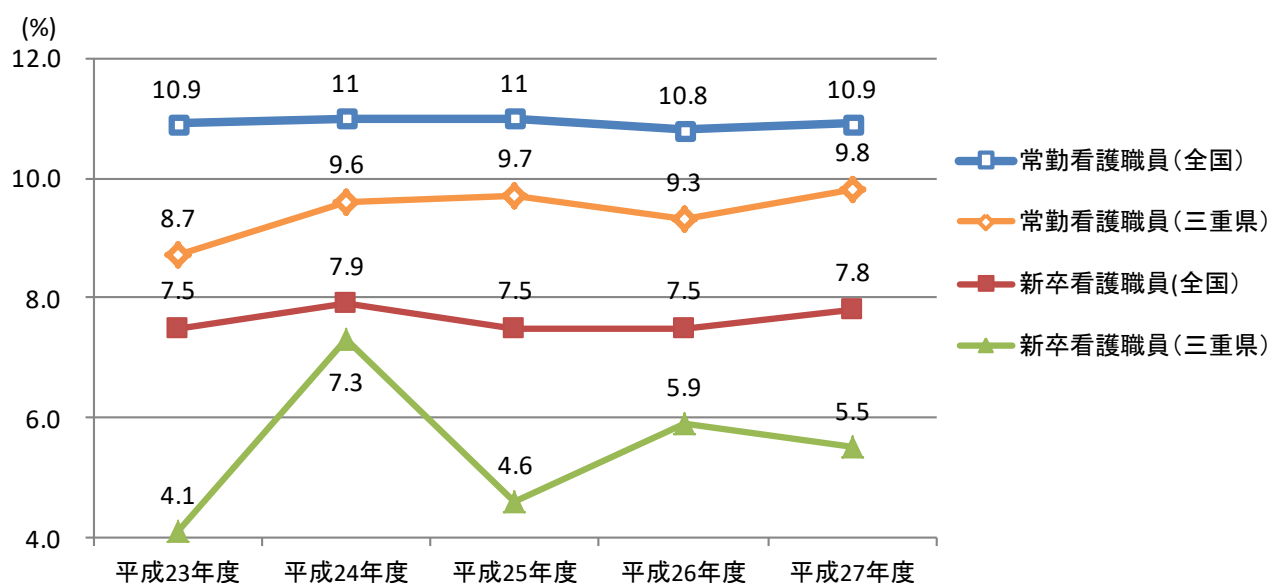
資料 10-1：新人看護職員の入職状況

(三重県「三重県新人看護職員研修事業に関するアンケート」)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新人看護職員(人)	538	684	599	634	636	623
入職施設数(か所)	60	64	58	55	59	56

資料 10-2：常勤看護職員及び新卒看護職員の離職率

(日本看護協会「病院看護実態調査」)



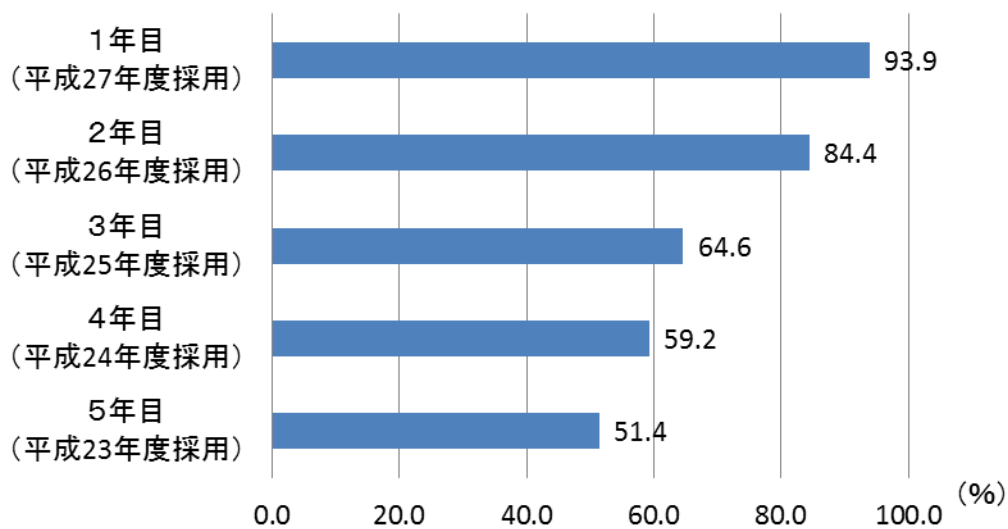
病院における常勤看護職員の離職率³は、毎年約9%台で推移しており、全国と比較して低い水準である。

また、新卒看護職員の離職率⁴においても全国と比較して低い水準となっている。

³ 常勤看護職員離職率：当該年度はじめの常勤看護職員のうち、新卒及び定年退職者等を含む年度末までの退職者の割合

⁴ 新卒看護職員離職率：当該年度の新卒看護職員採用者のうち、年度末までに退職した新卒看護職員の割合

資料 1 1 : 採用 5 年目までの病院看護師、准看護師の職場定着率
(三重県看護協会「平成 28 年度病院看護実態調査」)



病院看護師、准看護師の職場定着率は、採用 1 年目では 93.9%であるが、採用 5 年目では 51.4%に減少している。

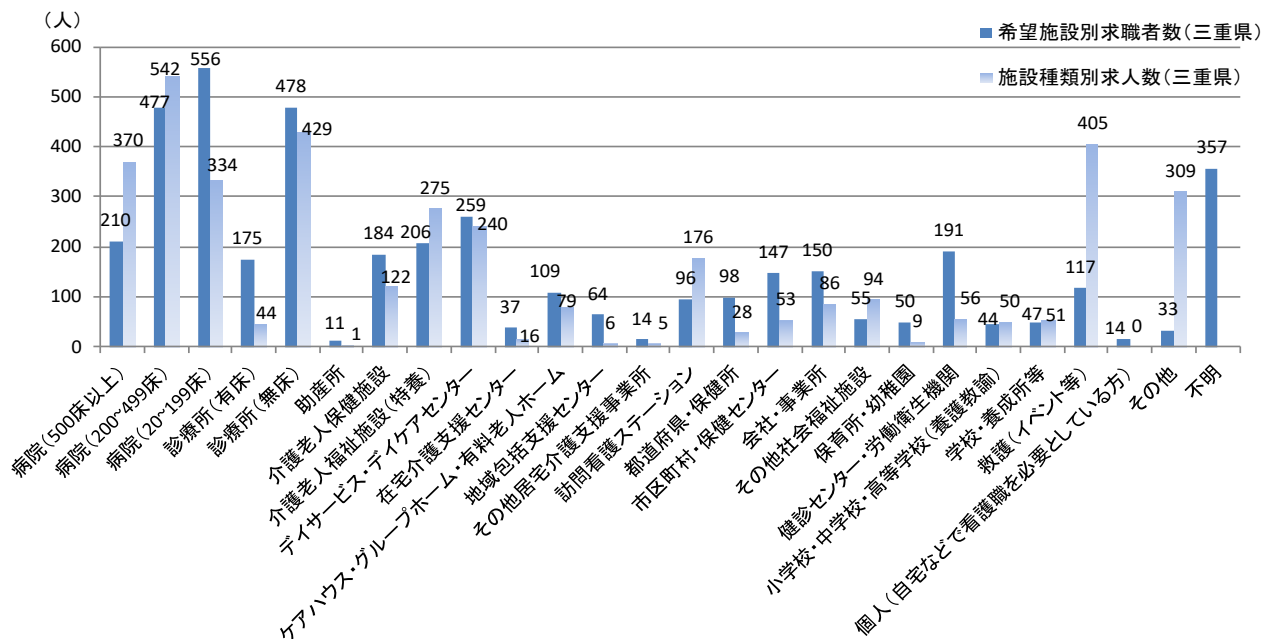
資料 1 2 - 1 : 地域別求人相談・求職相談数 (延数)
(平成 28 年度三重県ナースセンター事業報告)

地域	求人相談数(人)	求職相談数(人)
桑名	701	1,013
四日市	1,378	2,733
鈴鹿	930	1,590
津	1,549	3,017
伊賀	132	201
松阪	420	778
伊勢	257	513
志摩	46	47
尾鷲	27	50
熊野	3	20
県外	71	247
計	5,514	10,209

平成 28 年度のナースセンターにおける求人相談・求職相談状況については、求人相談数より求職相談数が大きく上回っている。

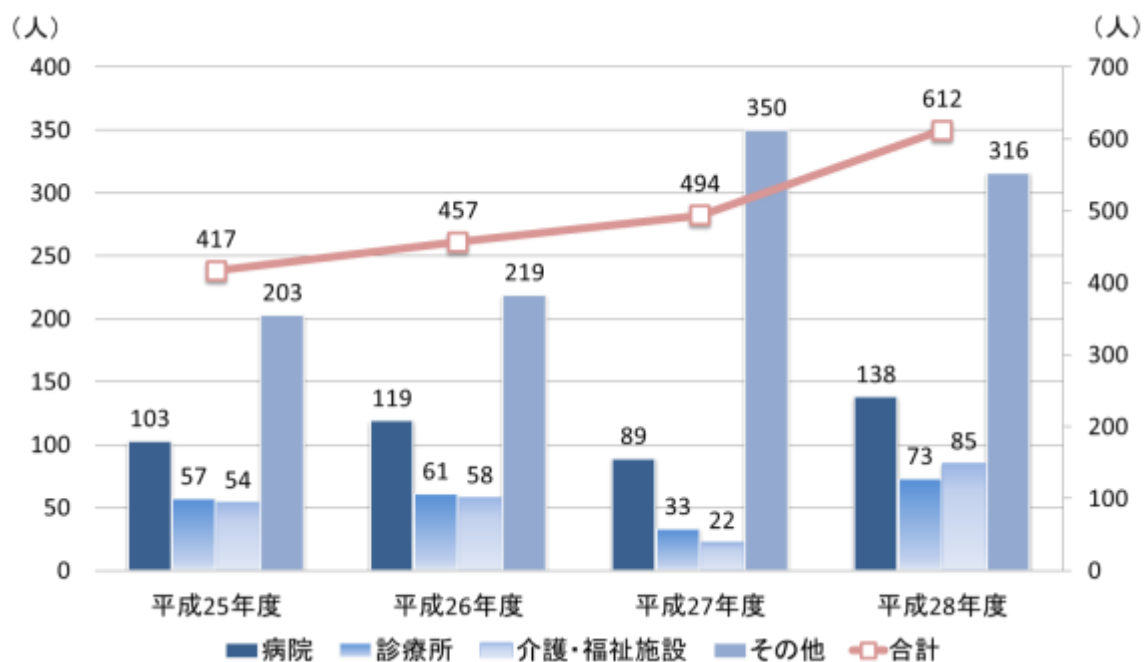
資料 1 2 - 2 : ナースセンター求人求職実績

(中央ナースセンター「平成 28 年度ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人に関する分析報告書」)



ナースセンターの求人求職実績を施設別に見ると、200床以上の病院、特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション、その他社会福祉施設においては、求人数が求職者数を上回っている。一方、200床未満の病院、診療所、特別養護老人ホームを除く介護保険施設等においては、求職者数が求人者数を上回っている。

資料 1 2 - 3 : 再就業者数 (実数) (三重県ナースセンター事業報告)



就業者数は年々増加しているが、平成 28 年度の求職相談数 10,209 人 (延) に対し、就業者数は 612 人であるため、就業率は 6.0%となっている。

※ イベント救護等による就業者数を含む。

助産師確保対策

資料 13-1：出生場所別出生数（厚生労働省「平成 28 年人口動態調査」）

	病院	診療所	助産所	自宅・その他	総数
出生数(人)	5,934	7,014	235	19	13,202
割合(%)	44.9%	53.1%	1.8%	0.1%	

資料 13-2：県内就業場所別助産師数（厚生労働省「平成 22 年～平成 26 年衛生行政報告例」、三重県「平成 28 年保健師助産師看護師准看護師業務従事者届再集計」）

（単位：人）

	総数	病院	診療所	助産所	看護師等学校養成所等、研究機関	市町・保健所	事業所	その他
平成22年	297	168	89	18	16	6	0	0
平成24年	359	195	110	23	24	5	2	0
平成26年	386	214	113	25	24	8	1	1
平成28年	420	249	105	25	26	14	0	1

出生場所別の出生数は、病院が 5,934 人と全体の 44.9%、診療所が 7,014 人と全体の 53.1%となっている。一方、助産師の主な就業場所は、病院が 249 人と全体の 59.3%、診療所が 105 人と全体の 25.0%と、就業場所の偏在がみられる。

資料 1 4 : 県内周産期関連施設の状況 (三重県調査)

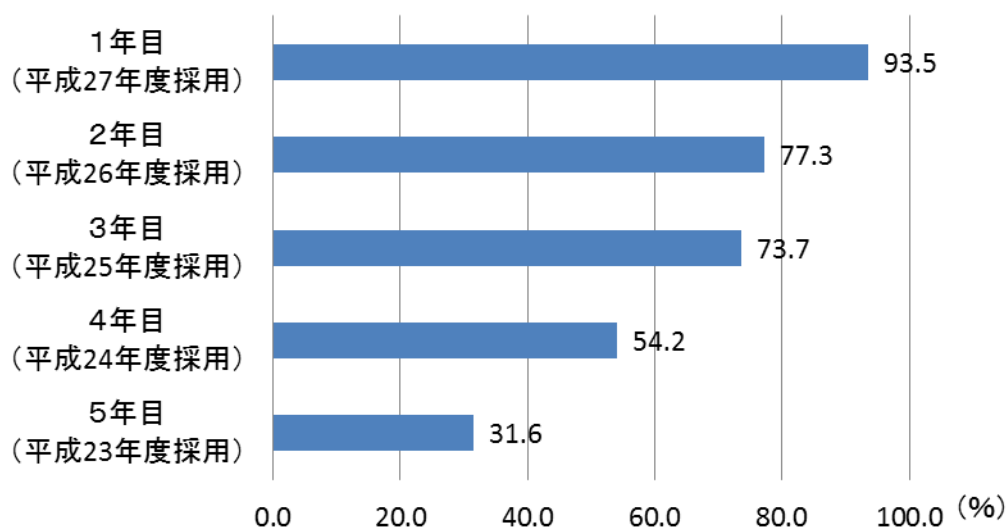
(単位 : か所)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年
病院	14	15	15	15	14	14
診療所	25	24	24	24	21	21
助産所	2	3	3	3	6	6
院内助産所	0	0	0	1	1	1
助産師外来	9	9	11	病院 12	病院 9	病院 10
				診療所5	診療所5	診療所4

分娩を取り扱う診療所が減少し、助産所が増加している。
また、病院や診療所内で助産師が行う「助産師外来」等への期待が高まっている。

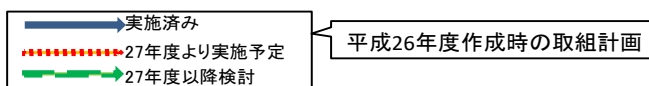
資料 1 5 : 採用 5 年目までの病院助産師の職場定着率

(三重県看護協会「平成 28 年度病院看護実態調査」)



病院助産師の職場定着率は、採用 1 年目では 93.5% であるが、採用 5 年目では 31.6% に減少している。

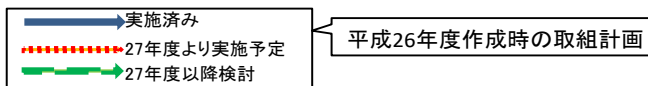
三重県看護職員確保対策～3年間(H26～28年度)の取組



※現在着色部分を事業化している

対策の柱	取組の方向性	取組内容	H26	H27	H28	現状(H28年度実績及び参考値等)	
人材確保対策	ア 看護師養成所の定員を増やす	養成所への運営支援(看護師等養成所施設整備事業)				定員 955名(H29.3月 大学含む) 看護師養成所(3年課程)12校 助産師養成所 1校 高等学校専攻科(5年一貫) 1校 准看護師養成所 1校	
		看護師等養成所実習施設確保推進事業(医療機関への実習受入の働きかけ)				実習施設 病院 61 診療所 20 訪問看護ステーション 48(H28年度) 実習施設への補助(助産 5施設 母性・小児 9施設)	
		受験者確保の各種啓発(看護師等学校養成所から県内外の高校への働きかけ等)				受験者数 3,197名(H28年度) 啓発冊子「看護への道」の作成	
	イ 退学者数を減少させる	適性者を選抜するための入学試験のあり方の検討				退学者 80名(H29.3月) 退学率 8.8%(全国 8.7%)	
		学生が相談・カウンセリングを受けやすい体制づくり				退学者 80名(H29.3月) 退学率 8.8%(全国 8.7%) 各養成所に相談体制を確保している	
		看護師等学校養成所間の情報交換の場の設定				教務主任会議による情報交換及び情報共有 看護教員継続研修事業	
		効果のある取組を行った県内外事例の紹介				研修会5回・プロジェクト委員会5回(H28年度)	
	ウ 社会人経験者の就業を促す	看護師等修学資金貸付事業				25名 定員 貸与実績 養成所 514名(H14～H28) 大学 142名(H18～H28)	
		教育訓練給付金制度について啓発				県内6施設が指定(H28年度) 社会人入学(20歳以上)者数145名(15.7%)H28調査	
	エ 児童・生徒への啓発を行う	1日看護体験(ナースセンター事業)				772名(58校・受入病院59施設)(H28年度)	
		看護フェスタ(ナースセンター事業)				毎年1回開催 424名参加(H28年度) 進路ガイダンス参加者 43名	
		出前講座、看護師等学校養成所の講義、病院見学を体験する機会の確保				出前授業 H28年度 3校 266名 各校でオープンキャンパス等を実施	
	オ 男性看護師の確保を図る	全国男性看護師会、教育委員会との連携				看護学生の男子入学生の数・割合 91名(9.3%)(H29.3) 男性看護師数 977名 6.0%(全国7.3%)(H28)	
		男性看護師の勤務環境向上のための施設整備支援					
	②実習・指導体制の確保	ア 実習施設を確保する	小児・母性・助産学実習施設の専任の実習指導者配置の支援				実習施設確保推進事業 助産 5施設 母性・小児 9施設 養成所へのアンケートを実施 実習受入施設にヒアリング実施
			実習指導者講習会				60名修了(特定分野:16名修了)(H28年度)
		イ 教員・実習指導者を確保する	専任教員養成講習会				専任教員研修受講率 91.6% 専任教員研修受講者数(120)/看護教員数(131)(H28年度) 4年毎に開催(H27年度に開催・次回はH31年度開催予定)
			専任教員等研修会				看護教育継続研修事業
			教員・実習指導者のフォローアップ研修				看護教員:年1回集合研修を実施
			看護師等学校養成所間での職員の派遣、人事交流などの連携体制の構築				職員派遣や人事交流までは行われていないが、教務主任会で情報共有を図っている
ウ 教育・指導状況を評価する仕組みを導入する	教育・指導状況評価の仕組みの導入				各々の養成所に任されている H27・28年度に新任看護教員のラダーを作成		

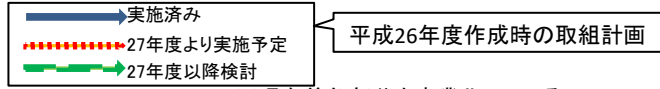
三重県看護職員確保対策～3年間(H26～28年度)の取組



※現在着色部分を事業化している

対策の柱	取組の方向性	取組内容	H26	H27	H28	現状(H28年度実績及び参考値等)	
人材確保対策	③県内就業率の向上	ア 県内出身者を確保する	県内の高校を対象に看護業務の魅力をPR(ナースセンター事業)				一日看護体験や出前授業等の実施
			県内の現職看護職員の声を聞く機会の設定(ナースセンター事業)				看護フェスタや県立看護大学において就職相談会の実施
			看護職員が学生の相談に応じる仕組みづくり				看護フェスタで相談コーナーを設けている
			看護系大学による地域推薦枠の拡大				看護系大学の県内就業率 55.9%(全国61.6%)(H29.3月)
		三重県出身教員の確保				県外・県内出身者の把握はできていない	
		イ 県内への就業者を確保する	県外学生に対する県内の病院見学会の開催				一日看護体験で県外学生を受け入れている
		県外学生に対する就職説明会				看護フェスタや看護系大学において就職相談会の実施を行っている	
	④再就業支援	ア マッチング率を上げる	ナースセンターとハローワークの相談体制の充実(ナースセンター事業)				96回実施 196名来所(内74名が再就業)
			ナースセンターへのアドバイザー配置の検討(ナースセンター事業)				常勤職員2名 非常勤職員2名 H27年12月～四日市サテライトを設置
			ナースセンターによる無料職業斡旋(ナースセンター事業)				求人:5,514名 求職:10,209名 就業者数 612名
			ハローワークへの就労支援相談員の派遣による復職支援の強化(ナースセンター事業)				96回実施 196名来所(内74名が再就業)
		イ 潜在看護職員を把握し、復職を支援する	免許保有者の届出制度の啓発・活用(ナースセンター事業)				届出数 1,058名(H27.10月～H29.3月)
			潜在看護職員掘り起こし事業(ナースセンター事業)				H26年度実施(伊賀・東紀州・志摩地域) 病院 16 老人保健施設等 18を訪問し、情報収集と届出制度等の周知
			登録制度による登録者へのナースセンターからの情報発信(ナースセンター事業)				チラシの作成 ホームページへの掲載
			看護協会への入会中断・退会により非会員となった者へのメールマガジン発信				メールマガジンの発信を行っていない
		ウ 復職研修の体制を整える	看護職員確保対策定着支援員による病院巡回訪問(ナースセンター事業)				病院 17 介護老人保健施設 12を訪問し、勤務環境等、現状把握を実施(H28年度)
			潜在看護職員への復職研修事業				31名受講(20名が就業)
			非常勤・パート勤務希望者への研修のあり方の検討				ナースセンターの利用者の意見や潜在看護職員復職研修事業の参加者の意見を収集している
			柔軟な復職研修プログラムについて検討				
	エ 産前産後休暇・育児休業取得者への支援を行う	面接による状況把握					
		e-ラーニングの活用				独自の研修体制を整備している医療機関がある一方で、中小規模の医療機関では研修体制が未整備の施設も存在する	
		育児休業中の院内保育所の利用による研修受講					
	オ 定年退職後の就労を支援する	看護協会等による退職後のキャリアプラン支援				60歳以上従事者 2,382名(11.3%):H26年 2,844名(12.7%):H28年	
		国際連携				H27・28年度で10名を英国の医療機関に短期研修として派遣	
EPAによる外国人看護師候補者との交流					H22年度～受入開始 インドネシア2名(2名県内に就労) フィリピン1名(期間内に国家試験に合格せず帰国) ベトナム4名(3名県内で就労、1名期間内に国家試験に合格せず帰国)		
⑥活躍の場の多様化	介護福祉分野への就業にかかる就職説明会、情報発信				介護分野で働く看護職員数 2,781人(13.2%):H26年 3,053人(13.6%):H28年		
	介護福祉分野に対する理解を深める教育体制について検討						

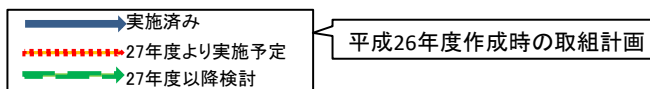
三重県看護職員確保対策～3年間(H26～28年度)の取組



※現在着色部分を事業化している

対策の柱	取組の方向性	取組内容	H26	H27	H28	現状(H28年度実績及び参考値等)
定着促進対策	①医療勤務環境の改善	医療勤務環境改善支援センターによる相談支援(医療勤務環境改善支援センター事業)			→	相談件数 25件 センターの認知度22.1%(H28年度)
		ナースセンターからのアドバイザー派遣(就労環境改善事業)			→	5施設に派遣
		看護職員就業相談員派遣面接モデル事業(ナースセンター事業)			→	96回実施 196名来所(内74名が再就業)
		看護職員WLB推進事業(ナースセンター事業)			→	就業環境改善相談 1件 看護110番 26件 就労環境改善研修 延130名 WLB推進ワークショップ 87名 フォローアップワークショップ 87名
		医療従事者メンタルヘルス対策事業			→	メンタル不調者:1病院あたり1.4人(全国)
		女性が働きやすい医療機関認証制度の創設			→	H27年度 5施設を認証 H28年度 3施設を認証
		看護師を大切に作る風土づくり			→	勤務環境改善支援センターの周知 認定看護管理者等研修(H28新規)
	②病院内保育所の設置	病院内保育所設置の課題検討			→	県内102施設中52施設(H25年7月)
		病院内保育所設置運営支援事業			→	25施設に補助 (24時間保育 9 病児保育 1)
		地域資源の活用を検討			→	
③新人看護職員に対するフォローアップ	新人看護職員研修体制構築事業			→	多施設合同研修 1,002名(延) 研修責任者研修 23名(実) 教育担当者研修 45名(実) 実地指導者研修 80名(実) アドバイザー派遣 3施設 研修受講者割合 97.4%(H27)	
	他の病院の研修で補完できる仕組み等の検討			→	アンケートを実施し、受入可能な医療機関の情報収集及び提供 (H28年度 15施設)	
	訪問看護ステーションにおける新人看護職員に対する教育のあり方について検討			→	訪問看護事業所看護師数 519名(H26年) 707名(H28年)	
資質向上対策	①レベルアップのための研修	ア 中堅職員の研修体制を整える			→	中堅看護職員実務研修事業(認知症) 84名受講
		イ キャリアパス			→	訪問看護事業所看護師 111名(H28年度) 医療機関看護師 8名(H28年度) (H28年度～)プライマリ・ケアエキスパートナースの育成(県立一志病院)
		ウ リーダー育成			→	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策事業 11名・11施設(累計72名・25施設)
		エ キャリアパス			→	キャリアパスの作成 各々の医療機関にて作成
	②専門看護師・認定看護師の養成	リーダー育成			→	専門知識を活かせる配置・勤務体制づくり キャリアアップについて調査を実施 三重県版キャリアデザイン概要図を作成
		ニーズ調査・分析			→	訪問看護ステーションの看護師を対象に実施
		資格取得にかかる支援内容を検討する			→	H28.12月末 在宅看護CNS 0人 認知症CN 5人 訪問看護CN 6人
	③特定行為にかかる研修施設の整備	研修施設の指定			→	研修施設なし 研修修了者 数名

三重県看護職員確保対策～3年間(H26～28年度)の取組



※現在着色部分を事業化している

対策の柱	取組の方向性	取組内容	H26	H27	H28	現状(H28年度実績及び参考値等)
助産師確保対策	①教員・実習指導者の確保・育成	特定分野における実習指導者講習会				助産師 3名修了(H28)
		助産師等養成所運営費補助事業				1校 県内就業率 47.6%(H27年度) 41.4%(H28年度)
	②実習施設の確保	助産師養成所臨床実習施設確保事業				助産 5施設
	③モチベーションの維持・向上	院内助産システム・助産師外来の導入について検討 (院内助産所・助産師外来整備事業)				院内助産 三重中央医療センター 助産師外来 14ヶ所(H28)
		NCPR資格取得体制をつくる				中堅・指導者研修の内容に組み入れている
	④偏在化の解消	助産師出向システムの導入 (助産師出向支援導入事業)				H27年度に協議会を設置 H28年度に2組の出向が成立
	⑤資質向上	助産実践能力習熟段階(クリニカルラダー)導入推進				アドバンス助産師(CLoCMip認証者数) 113名(H27)、48名(H28) 就業者に対する割合 29.3%(H27)、12.4%(H28)
		新人助産師合同研修				25名(実)
		各関係機関の情報共有、研修内容の整理				助産師養成確保に関する懇話会 1回
		中堅・指導者研修(助産師活用推進事業)				中堅者30名(実) 指導者12名(実)
助産師修学資金貸付事業					5名貸付 貸与実績 44名(H22～)	
5. その他	他県及び他県ナースセンターとの情報交換の場の設定				厚生労働省主催の行政担当者会議やナースセンター担当者会議に参加 メール等で他県の取組について情報収集を行う	

《取組の方向性（平成30年度以降特に注力すべき対策）》

高度急性期から在宅医療、また介護・福祉分野など幅広い領域においてよりよい看護が提供できるよう、求められる看護職員像や必要数を明確化し、偏在解消・専門性を有する看護職員の確保に戦略的に取組を進めます。特に、地域包括ケアシステムの推進を担う看護職員の養成及び確保に資する取組を強化します。

また、労働力人口が減少する中、看護職員の確保をはかるため、若年層への働きかけや、定年退職後の看護職員が活躍できる体制の整備に取り組むとともに、ワークライフバランスを保ちながら働き続けることができるよう、働き方改革を推進します。

1. 人材確保対策

①求められる看護職員像・数の明確化及び数値目標の設定

少子高齢化が進展する中、看護職員の確保対策を効果的に進めていくためには、就業場所や分野ごとに求められる看護職員像や数を明らかにしたうえで、計画的、戦略的に取り組む必要がある。

②潜在看護職員の復職支援

ナースセンターによる無料職業紹介や届出制度により把握した求職者への情報発信、復職支援研修などを引き続き継続するとともに、マッチング率を向上するための要因分析を行い、医療機関への情報発信を行う必要がある。

③退職後の看護職員が活躍できるしくみ

少子化による労働力人口の減少の中、退職した看護職員が活躍できる環境づくりが必要である。

④介護福祉分野で働く看護職員の確保及び看護管理者の配置

※三重県看護協会による施設等巡回訪問より

介護福祉現場では、医療依存度の高い入所者の増加に伴い看護師の需要が拡大しているが、募集しても集まらず人材の不足が深刻である。また、看護師の位置づけがスタッフ機能のみで組織的でなかったり、介護職員が大多数の現場では看護師が問題意識を表出しにくい等の課題がある。

⑤看護系大学卒業者の県内就業率の向上を図る

看護師養成所に比べ、看護系大学の県内就業率が低率であることから、看護系大学への地域枠拡大の働きかけなど、看護系大学卒業者の県内就業率の向上を図る必要がある。

2. 定着促進対策

①医療勤務環境の改善

ナースセンター及び医療勤務環境改善支援センターの活動の充実

病院協会や関係機関とのさらなる連携強化を図るなど、実効性のある事業の展開が必要である。

②「女性が働きやすい医療機関」認証制度の推進

三重県独自の取組である認証制度について、さらに周知を図るとともに、応募をきっかけに各医療機関が自主的に勤務環境改善に取り組むことができるよう、積極的に支援することが重要である。

※「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」

各都道府県の医療勤務環境改善支援センターは医療従事者に十分認知されているとは言いがたく、その活動内容や関与にも改善の余地が大きい。人材・労務マネジメントについてのノウハウの蓄積が不十分な医療機関を支援するため、医療勤務環境改善支援センターの抜本的強化が重要である。

3. 資質向上対策

①看護基礎教育の充実（専任教員等研修等）

三重県では、平成27年度から県立看護大学に委託して看護教員継続研修事業を実施しているが、専任教員等の資質向上に取り組み、さらに看護基礎教育の充実を図っていく必要がある。

※「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」

看護師は今後の我が国の医療では極めて大きな役割を担いうる職種であり、看護師として共通して求められる知識や能力が培われるよう教育カリキュラムを拡充する必要があり早急にその見直しを開始すべきである。

②多様なキャリアデザインを支援する研修

ア．訪問看護師の育成

三重県では在宅医療推進のための看護師研修事業において、訪問看護師の人材育成に取り組んでいるが、今後の在宅医療の推進に向け、病院看護師の訪問看護ステーションへの出向など、さらに取組を強化する必要がある。

イ．プライマリ・ケアエキスパートナースの育成

三重県では、平成28年度より、多職種連携により地域でプライマリ・ケアを実践できる医療介護従事者育成のための教育・研究機関として三重県プライマリ・ケアセンターを県立一志病院に設置し、その取組の一つとして、医療過疎地域で活躍が期待されるプライマリ・ケアエキスパートナースを育成しており、研修修了者を増やす必要がある。

※プライマリ・ケアエキスパートナースとは

身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な看護を提供し、患者の思いや家族・地域を大切にする心を持ちながら、多職種と連携しつつ地域に貢献できる高度な知識・技術・態度を修得した看護師。

※「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」

・地域包括ケアの基盤を支える人材養成と連携・統合

ア．病院看護師と訪問看護師が互いの現場を経験し、他職種との連携も含めて入院から退院後までの流れを十分に理解・習得できる研修を進める。

イ．入院の段階から病院看護師がケアマネージャーや訪問看護師と連携して入院計画書を作成し、退院の数日前にはケアマネージャー等の在宅受入側に連絡するようにする等の連携方策も強力に推進していくべきである。

ウ．特定行為ができる看護師の養成

在宅医療の質の向上のため、特定行為ができる看護師の育成について、関係機関と調整を図りながら取組を進める必要がある。

※「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」

・タスク・シフティング/タスク・シェアリング

今後のニーズの高まりと実践の蓄積に合わせて、まずは特定行為研修制度の養成数を増やすべく、研修制度の現場の認知度の向上や、より受講しやすいような研修方法・体制の見直しを進めていくべき。研修制度の対象となる医行為について、安全性と効率性を踏まえながら拡大し、このような業務を行う能力を持つ人材（例えば「診療看護師」（仮称））を養成していく必要がある。

③看護管理者の育成

看護職員のキャリア支援や勤務環境改善の取組の推進者である看護管理者の資質向上を図る必要がある。

※「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」

・個々の医療機関の人材・労務マネジメント体制の確立と支援等

現に医療従事者が働く場である医療機関自身が、必要な人材・労務マネジメント能力を培う、すなわち自助努力と健全な切磋琢磨を尊重することが基本である。既に全国各地に優れた実践者が成果を出していることに見られるように、組織の管理者の意識改革・マネジメント能力の向上が重要である。

4. 助産師確保対策

①学生の養成確保

就学資金の定員の拡大を図る。

②偏在化の解消

・助産師出向システムの推進および定着

平成27年度から開始された出向支援導入事業について継続するとともに、今後は、出向システムの定着を図ることが重要である。

看護職員確保対策の取組目標指標(案) ※「H30年度看護職員需給見通し」を踏まえ、再検討を予定。

※アウトプット目標

	取組内容	数値目標	現状値	目標値	出典情報	備考	
人員確保対策	看護基礎教育の充実	専任教員養成講習会受講者割合	87.6% (H29年度)	%	100%	%	14条報告
		教育・指導状況評価の仕組みを導入している学校数	—		100%		三重県調べ
	潜在看護職員の復職支援	ナースバンク事業による就業者数	612 (H28年度)	人	増加	人	ナースセンター事業報告
	介護福祉分野で働く看護職員の確保	介護保険施設等の看護職員数	3,053 (H28年)	人	増加	人	平成28年保健師助産師看護師 准看護師業務従事者届再集計
定着促進対策	勤務環境の改善	勤務環境マネジメントシステム導入医療機関	14 (H28年度)	箇所	増加	箇所	三重県病院看護実態調査
		勤務環境改善支援センターを具体的に知っている看護管理者数	17 (H28年度)	人	増加	人	三重県病院看護実態調査
		日本看護協会ワークライフバランス推進事業ワークショップ参加施設数	15 (H28年度末)	箇所	増加	箇所	ナースセンター事業報告
資質向上対策	多様なキャリアデザインを支援する	訪問看護ステーション看護職員数	707 (H28年)	人		人	平成28年保健師助産師看護師 准看護師業務従事者届再集計
		プライマリ・ケアエキスパートナース養成修了者数	—	人	増加	人	三重県調べ
		認知症認定看護師数	7 (H29年末)	人		人	日本看護協会HP
助産師確保対策	助産師出向支援システム	アドバンス助産師(助産実践能力習熟段階(クリニカルラダーⅢ))認証者数	161 (H28年末)	人		人	日本看護協会HP

※アウトカム指標

	数値目標	現状値	目標値	出典情報	備考		
人口10万人あたりの看護師数		899.3 (H28年)	人	人	平成28年保健師助産師看護師 准看護師業務従事者届再集計		
人口10万人あたりの助産師数		23.2 (H28年)	人	28.2	人	平成28年保健師助産師看護師 准看護師業務従事者届再集計	
県内看護系大学卒業者の県内就業者数		162 (H29年度)	人	231 (H30年度)	人	看護師等学校養成所及 び卒業生就業状況調査	
24時間体制の訪問看護ステーション従事者数のうち、看護師・准看護師数		344 (H27年)	人	441 (H32年)	538 (H35年)	人	介護サービス施設・事 業所調査(特別集計)
出産10万あたり周産期死亡率の低下		5.7 (H28年)		3.0		人口動態調査	
出産千あたり妊産婦死亡率の低下		7.5 (H28年)		0.0		人口動態調査	
看護師養成所の退学率		14.0 (H29年度)	%		%	看護師等学校養成所及 び卒業生就業状況調査	
離職率の低下		9.8 (H28年)	%	低下	%	病院看護実態調査	

※現状値はH27年度の離職率

事業名		目的	内容	H30当初	うち委託料
				要求額	
ナースセンター事業		再就業支援、普及・啓発、多様な勤務形態の導入支援、学生確保など	○ナースセンター事業（ナースバンク事業、看護の心普及事業） ○学生確保パンフレットなど ○看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業 ○ワークライフバランス推進事業 ○看護職員確保拠点事業 ○医療従事者局（2年毎）	39,940	39,932
看護師等養成所運営費補助事業		養力力の強化、教育内容の向上	看護師・助産師養成所の運営費補助	231,485	
人材確保対策	看護師等修学資金貸付事業	県内への就業促進	修学資金の貸付 ○看護系大学：新規貸付 定員10名 ○看護師、准看護師養成所：新規貸付 定員10名	28,478	
	看護師等養成所実習施設確保推進事業	看護実習施設の確保とその質の維持	小児・母性看護学実習施設に対する、実習にかかる人件費の一部を補助	6,735	
	保健師助産師看護師実習指導者講習会事業	看護実習指導者の養成	実習指導者に対する講習会	2,493	2,493
	保健師助産師看護師実習指導者講習会事業（特定分野）	特定分野における看護実習指導者の養成	特定分野実習指導者に対するフォローアップ講習会		
	看護教員継続研修事業	○看護教員の資質向上 ○基礎看護教育の充実	看護教員の成長段階別にに応じた研修等	919	919
	外国人看護師候補者就労研修支援事業	経済連携協定（EPA）	EPAに基づき入国する外国人看護師候補者に対する日本語能力の習得及び研修支援	1,390	
	潜在看護職員等復職研修事業	再就業支援	看護領域に再就業を希望する潜在看護職員等に対する復職支援の為に研修会の開催及び就業相談	1,608	1,608
	看護職員需給見通し策定事業	看護職員の需給見通しの策定	看護職員需給見通しの策定のための調査及び検討	1,710	1,000
	新人看護職員研修事業	・病院等における新人看護職員研修の導入促進 ・新人看護職員の離職防止及び県外流出防止	○新人看護職員研修 ○新人看護職員研修にかかる人材育成のための研修 ○病院等における新人研修体制整備を推進するためのアドバイザー派遣 各医療機関実施の研修経費補助	4,119	4,119
	看護教員（専任教員）養成講習会事業	看護師等養成所の専任教員養成	専任教員養成講習会開催（H31年度）に向けた準備	2,991	2,991
人材確保対策事業小計				67,571	13,130
看護職員確保対策	医療勤務環境改善支援センター事業	医療機関の勤務環境改善支援	○運営協議会、講習会 ○医療分野のアドバイザー派遣 ○労務管理支援	5,139	5,139
	病院内保育所設置運営支援事業	離職防止、定着促進 開設の促進	病院内保育所設置運営費補助 （H30年度より国立病院機構の病院が補助対象）	80,358	
	看護師勤務環境改善施設整備事業	離職防止のため勤務環境を改善する施設の整備支援	ナースステーション等の増改築		
	定着促進対策小計				85,497
資質向上対策	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策事業	質の高い看護サービス（がん看護）を提供	○がん看護を実践している看護師に対する研修 ○6ヶ月後のフォローアップ研修	1,785	1,785
	在宅医療推進のための看護師研修事業	質の高い看護サービスを提供 訪問看護師の資質向上	○訪問看護事業所の看護師研修 ○医療機関等の看護師研修 ○訪問看護師養成研修	2,075	2,075
	看護職のリーダー育成事業	地域や組織全体を俯瞰できる看護職のリーダーの育成	○看護職員等海外研修 ○看護職員確保対策検討会 ○特定行為研修受講促進啓発	5,756	1,500
	CNA（認定看護管理者）フォローアップ事業	CNA等に対する研修を充実し、看護管理者の資質向上と看護の水準の維持向上を図る。	CNA等に対する研修	798	798
	看護職員キャリアアップ支援事業	認定看護師の育成	認知症認定看護師養成研修受講にかかる病院等に対する費用補助	5,200	
	資質向上対策小計				15,614
助産師確保対策	新人助産師合同研修	・新人看護職員（助産師）の離職防止及び県外流出防止	新人助産師研修	850	850
	助産師出向支援導入事業	助産師の実践能力向上、地域偏在解消	○助産師出向支援 ○助産師出向支援導入協議会の開催	2,102	1,546
	助産師活用推進事業	助産実践能力の向上（質の高い助産ケア、多様なニーズへの対応、多職種連携・協働）	○助産師養成確保に関する懇話会（H30年度よりワーキンググループを設置） ○助産師（中堅者）研修 ○助産実践能力向上研修	1,591	1,356
	院内助産所・助産師外来整備事業	院内助産所、助産師外来の開設の促進	院内助産所等を開設しようとする医療機関に対し、開設に必要な整備・研修経費を補助	3,153	
	助産師養成所運営費補助	養力力の強化、教育内容の向上	助産師養成所の運営費補助		
	助産師修学資金貸付事業	県内への就業促進	助産師養成所：新規貸付 定員10名 （定員の増員 H29年度：5名→H30年度：10名）		
	助産師養成所臨床実習充実事業	助産臨床実習施設の確保とその質の充実	助産看護学実習施設に対し、実習にかかる人件費の一部を補助		
助産師確保対策事業小計				7,696	3,752
看護職員確保対策事業計				176,378	28,179
				447,803	68,111
その他	看護職員試験免許関係事業	○准看護師試験 ○看護師養成所指導 ○看護関係免許の発行	○准看護師試験の実施 ○看護師等養成所指導 ○免許手続き	5,122	472
	看護職員人権問題研修会	人権に関する研修	看護職員に対する人権研修	133	133
	看護関係者知事表彰	功績のある看護職員の表彰	功績のある看護職員の表彰		
				453,058	68,716

平成30年度からの三重県看護職員確保対策

看護職員確保対策の課題

- ◆ 総数の不足・偏在(需給バランスは2035年においても不足状況は改善されない見込みであり、訪問看護ステーションや施設等に勤務する看護職員の需要が増加)
- ◆ 質の高い看護職員の養成のため、看護基礎教育の充実が必要 ◆看護師を志望する学生を確保するため、看護の魅力について普及啓発することが必要
- ◆ 労働力人口が減少する中、看護職員を確保するため働き方改革やキャリア支援による離職防止、定年退職後の看護職員が活躍できる仕組みづくりが必要
- ◆ 出産や子育て、介護等の理由で退職した看護職員の復職支援が重要
- ◆ 地域包括ケアを推進するため、多職種と連携しつつ地域に貢献できる看護職員や特定行為研修を修了した看護職員の育成が必要
- ◆ 看護職員の勤務環境改善やキャリア支援の取組の推進者である看護管理者(看護部長や看護師長等)の資質向上が必要
- ◆ 分娩を取り扱う産科診療所等における助産師の不足 ◆多様化する業務に対応できる質の高い助産師の育成が必要

看護職員確保対策の取組方針

- ・ 医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムを推進する看護職員を養成・確保する。
- ・ 患者本位の良質かつ適切な医療を提供するため、看護職員の確保や定着促進に取り組むとともに、資質の向上をはかる。



人材確保対策

【主な取組内容】

- 求められる看護職員像・数の明確化及び数値目標の設定
- 潜在看護職員の復職支援
- 退職後の看護職員が活躍できるしくみ
- 介護福祉分野で働く看護職員の確保及び看護管理者の配置
- 看護系大学卒業者の県内就業率の向上を図る

【主な事業】

- ・ 看護職員需給見通し策定検討事業
- ・ ナースバンク事業
- ・ 看護職員確保拠点創出(サテライト)事業
- ・ 潜在看護職員等復職研修事業
- ・ 看護の心普及事業
- ・ 看護師等修学資金貸付事業 等

定着促進対策

【主な取組内容】

- 医療勤務環境の改善
- 「女性が働きやすい医療機関」認証制度の推進

【主な事業】

- ・ 医療勤務環境改善支援センター事業
- ・ 「女性が働きやすい医療機関」認証制度(女性医師等就労支援事業)
- ・ 看護職のワークライフバランス推進事業
- ・ 病院内保育所設置運営支援事業 等

資質向上対策

【主な取組内容】

- 看護教育の充実(専任教員等研修等)
- 多様なキャリアデザインを支援する研修
 - ・ 訪問看護師の育成
 - ・ プライマリ・ケアエキスパートナースの育成
 - ・ 特定行為ができる看護師の養成
- 看護管理者の育成

【主な事業】

- ・ 在宅医療推進のための看護師研修事業
- ・ CNA(認定看護管理者等)フォローアップ事業
- ・ 看護職員キャリアアップ支援事業
- ・ がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策事業
- ・ 看護教員(専任教員)養成講習会事業
- ・ 看護教員継続研修事業 等

助産師確保対策

【主な取組内容】

- 学生の養成確保
- 偏在解消

【主な事業】

- ・ 助産師修学資金貸付事業
- ・ 助産師出向支援導入事業
- ・ 新人助産師合同研修
- ・ 助産師活用推進事業 等

令和2年度三重県看護職員確保対策 体系別事業一覧

事業名	目的	内容	R2当初	R1(H31)			
			要求額	うち委託料	当初予算	うち委託料	
			千円	千円	千円	千円	
ナースセンター事業	再就業支援、普及・啓発、多様な勤務形態の導入支援、学生確保など	○ナースセンター事業（ナースバンク事業、看護の心普及事業） ○看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業 ○ワークライフバランス推進事業 ○看護職員確保拠点事業	42,507	42,468	37,673	37,634	
看護師等養成所運営費補助事業	養成力の強化、教育内容の向上	看護師・助産師養成所の運営費補助	230,826		231,485		
人材確保対策	看護師等修学資金貸付事業	県内への就業促進	34,032		29,760		
	看護師等養成所実習施設確保推進事業	看護実習施設及び助産実習施設の確保とその質の維持	5,307		6,735		
	保健師助産師看護師実習指導者講習会事業	看護実習指導者の養成	2,540	2,540	2,540	2,540	
	保健師助産師看護師実習指導者講習会事業（特定分野におけるフォローアップ）	特定分野における看護実習指導者のフォローアップ					特定分野実習指導者に対する講習会
	看護教員継続研修事業	○看護教員の資質向上 ○基礎看護教育の充実	看護教員の成長段階別に応じた研修等	936	936	936	936
	外国人看護師候補者就労研修支援事業	経済連携協定（EPA）	EPAに基づき入国する外国人看護師候補者に対する日本語能力の習得及び研修支援	929		1,390	
	潜在看護職員復職研修事業	再就業支援	看護領域に再就業を希望する潜在看護職員等に対する復職支援のための研修会の開催及び就業相談	1,638	1,638	1,638	1,638
	新人看護職員研修事業	・病院等における新人看護職員研修の導入促進 ・新人看護職員の離職防止及び県外流出防止	○新人看護職員研修 ○新人看護職員研修にかかる人材育成のための研修 ○病院等における新人研修体制整備を推進するためのアドバイザー派遣	4,195	4,195	4,195	4,195
			各医療機関実施の研修経費補助	17,128		17,128	
	看護管理者の院内・地域内継続学習の推進事業	看護職員を適切にマネジメントする臨床看護マネジメントリーダーの養成	臨床看護マネジメントリーダー養成研修等	906	906	906	906
人材確保対策事業小計			67,611	10,215	82,229	27,216	
看護職員確保対策	医療勤務環境改善支援センター事業	医療機関の勤務環境改善支援	5,787	5,787	5,232	5,232	
	病院内保育所設置運営支援事業	離職防止、定着促進開設の促進	80,358		80,358		
	定着促進対策小計			86,145	5,787	85,590	5,232
資質向上対策	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策事業	質の高い看護サービス（がん看護）を提供	1,819	1,819	1,819	1,819	
	在宅医療推進のための看護師研修事業	質の高い看護サービスを提供訪問看護師の資質向上	2,114	2,114	2,114	2,114	
	看護職のリーダー育成事業	地域や組織全体を俯瞰できる看護職のリーダーの育成	4,335		5,850	1,528	
	CNA（認定看護管理者）等フォローアップ事業	CNA等に対する研修を充実し、看護管理者の資質向上と看護の水準の維持向上を図る。	813	813	813	813	
	看護職員キャリアアップ支援事業	看護師の特定行為研修修了者の確保及び助産師の助産実践能力向上を図る。	2,850		5,200		
	資質向上対策小計			11,931	4,746	15,796	6,274
助産師確保対策	新人助産師合同研修	・新人看護職員（助産師）の離職防止及び県外流出防止	866	866	866	866	
	助産師出向支援導入事業	助産師の実践能力向上、地域偏在解消	2,104	1,676	2,103	1,676	
	助産師活用推進事業	助産実践能力の向上（質の高い助産ケア、多様なニーズへの対応、多職種連携・協働）	1,551	1,381	1,550	1,381	
	院内助産所・助産師外来整備事業	院内助産所、助産師外来の開設の促進			3,153		
	助産師養成所運営費補助事業	養成力の強化、教育内容の向上					
	助産師修学資金貸付事業	県内への就業促進					
	助産師養成所実習施設確保推進事業	助産実習施設の確保とその質の充実					
	助産師確保対策事業小計			4,521	3,923	7,672	3,923
看護職員確保対策事業計			170,208	24,671	191,287	42,645	
			443,541	67,139	460,445	80,279	
その他	看護職員試験免許関係事業	○准看護師試験 ○看護師養成所指導 ○看護関係免許の発行	5,201	957	5,398	765	
	看護職員人権問題研修会	人権に関する研修	136	136	136	136	
	看護関係者知事表彰	功績のある看護職員の表彰					
			448,878	68,232	465,979	81,180	

※助産師養成所運営費補助、助産師修学資金貸付事業、助産師養成所実習施設確保推進事業の予算額は、看護師確保の各事業に含まれています。

※県立一志病院内に設置した三重県プライマリ・ケアセンターにおいて、プライマリ・ケアエキスパートナース（PCEN）の育成に取り組んでいます。

【需要推計入力シート(確定版)】

【地域医療構想における必要病床数版=13,584床】(国推計結果)

参考資料3

●グレーのセルは自動で算出されます。

■都道府県名

三重県

■需要

・A～Eの看護職員数の合計(常勤換算数・実人員数)が自動算出されます。

	合計数 * 外来受療率1.0の場合	合計数 * 外来受療率0.9の場合	合計数 * 外来受療率1.1場合
常勤換算数	19433.39536	19429.05036	19437.74036
実人員数	22593.43845	22587.0513	22599.8256

A.一般病床及び療養病床(病院及び有床診療所)

・2025年における4つの医療機能ごとの地域医療構想の病床数の必要量を③の欄に入力してください。

	①4つの医療機能ごとの病床数あたり看護職員数(常勤換算)	②病棟以外(手術室・外来・その他)病床あたり看護職員数	③4つの医療機能ごとの地域医療構想の病床数の必要量(各都道府県入力)	常勤換算数:4つの医療機能ごとの将来の看護職員の需要数 =(①×③)+(②×③)	実人員数:4つの医療機能ごとの将来の看護職員の需要数
高度急性期	0.957794	0.322254617	1,422	1,820	1,964
急性期	0.578018	0.3121031	4,259	3,791	4,091
回復期	0.426272	0.200464076	4,378	2,744	2,961
慢性期	0.352525	0.149669448	3,525	1,770	1,910

B.精神病床

・2025年における3つの区分ごとの精神病床における入院需要を②の欄に入力してください。

	①3つの区分ごとの現在の入院需要あたり看護職員数(常勤換算)	②3つの区分ごとの将来の精神病床における入院需要(各都道府県入力)	常勤換算数:3つの区分ごとの将来の看護職員の需要数 =①×②	実人員数:3つの区分ごとの将来の看護職員の需要数
急性期(0~3月)の入院需要	0.456105	782	356.673976	374.5076748
回復期(3~12月)の入院需要	0.423526	543	229.9745704	241.4732989
慢性期(1年以上)の入院需要	0.395291	1680	664.0886306	697.2930621

	①延べ利用者あたり看護職員数	②追加の基盤整備量(各都道府県入力)	③「追加の基盤整備量」を全て訪問看護で対応とした場合の将来の利用者数	常勤換算数:3つの区分ごとの将来の看護職員の需要数 =①×③	実人員数:3つの区分ごとの将来の看護職員の需要数
改革シナリオに基づく追加の基盤整備量(目標値)	0.055667	976	6344	353.1519323	423.7823187

*「改革シナリオに基づく追加の基盤整備量(目標値)」に入力した値は、Dの1.訪問看護事業所「精神病床の改革シナリオに基づく追加の基盤整備量(目標値)」の欄に自動反映されます。

C.無床診療所

	①現在の患者あたり看護職員数(常勤換算)	②-1 将来の患者数(外来受療率1.0)	②-2 将来の患者数(外来受療率0.9)	②-3 将来の患者数(外来受療率1.1)	常勤換算数:将来の看護職員の需要数 =①×②-1	実人員数:将来の看護職員の需要数	常勤換算数:将来の看護職員の需要数 =①×②-2	実人員数:合計看護職員の需要数	常勤換算数:将来の看護職員の需要数 =①×②-3	実人員数:将来の看護職員の需要数
無床診療所	0.000143	20145154.37	20114827.35	20175481.4	2886.227236	4242.754037	2881.882237	4236.366889	2890.572235	4249.141186

D.訪問看護事業所、介護保険サービス

1.訪問看護事業所

	①現在の利用者数あたり看護職員数	②将来の利用者数	常勤換算数:将来の看護職員の 需要数=①×②	実人員数:将来の看護職員 の需要数
訪問看護事業所 (医療保険)訪問看護	0.055667	5613.22954	312.4720773	374.9664927
訪問看護事業所 (介護保険)訪問看護		7470	415.8330602	498.9996723
「B.精神病床」の改革シナリオに基 づく追加の基盤整備量(目標値)	0.055667	6344	353.1519323	423.7823187

* 地域医療構想における、追加的な介護施設や在宅医療等の需要については、介護保険事業計画におけるサービス見込み量に含まれている。

2.介護保険サービス

	①延べ利用者あたり看護職員数(常 勤換算)	②将来の利用者数	常勤換算数:将来の看護職員の 需要数=①×②	実人員数:将来の看護職員 の需要数
介護老人保健施設	0.00821554	99264	815.5073238	905.2131294
介護老人福祉施設	0.005479863	122832	673.1024732	760.6057948
居宅サービス事業所等	0.000735859	796176	585.8728833	814.3633078
居宅介護支援事業所	0.00012437	609468	75.79965008	84.89560809
その他の介護保険施設等	0.000988588	205080	202.7396135	257.4793092
	①延べ病床あたり看護職員数(常勤 換算)	②将来の病床数	常勤換算数:将来の看護職員の 需要数=①×②	実人員数:将来の看護職員 の需要数
介護医療院	0.187638	479.9219178	90.05157398	99.95724712

E.保健所・市町村・学校養成所等

	業務従事者届との対応	常勤換算数:将来の看護職員の 需要数	実人員数:将来の看護職員の需 要数
助産所	「3助産所」に該当	44	52.36
社会福祉施設	「6社会福祉施設」の「イ児童福祉施設」「ウその他」に該当	339.4	407.28
保健所	「7保健所、都道府県又は市区町村」の「ア保健所」	64.5	75.465
都道府県・市町村	「7保健所、都道府県又は市区町村」の「イ都道府県(アを除く)、ウ市区町村(アを除く)」	554.94	649.2798
事業所	「8事業所」に該当	174.265	198.6621
看護師等学校養成所・研究機関	「9看護師等学校養成所又は研究機関」	310.8	323.232
その他	「10その他」に該当	158.655	185.62635

【需要推計入力シート(確定版)】

【2025年の見込み病床数版=15,356床】(県独自推計結果)

●グレーのセルは自動で算出されます。

■都道府県名

三重県

■需要

・A～Eの看護職員数の合計(常勤換算数・実人員数)が自動算出されます。

	合計数 * 外来受療率1.0の場合	合計数 * 外来受療率0.9の場合	合計数 * 外来受療率1.1場合
常勤換算数	21111.16106	21106.81606	21115.50606
実人員数	24403.74764	24397.36049	24410.13479

A.一般病床及び療養病床(病院及び有床診療所)

・2025年における4つの医療機能ごとの地域医療構想の病床数の必要量を③の欄に入力してください。

2025年の見込み病床数
(令和元年7月現在)

	①4つの医療機能ごとの病床数あたり看護職員数(常勤換算)	②病棟以外(手術室・外来・その他)病床あたり看護職員数	③4つの医療機能ごとの地域医療構想の病床数の必要量(各都道府県入力)	常勤換算数:4つの医療機能ごとの将来の看護職員の需要数 =(①×③)+(②×③)	実人員数:4つの医療機能ごとの将来の看護職員の需要数
高度急性期	0.957794	0.322254617	1,653	2,116	2,283
急性期	0.578018	0.3121031	5,752	5,120	5,524
回復期	0.426272	0.200464076	4,611	2,890	3,118
慢性期	0.352525	0.149669448	3,340	1,677	1,810

B.精神病床

・2025年における3つの区分ごとの精神病床における入院需要を②の欄に入力してください。

	①3つの区分ごとの現在の入院需要あたり看護職員数(常勤換算)	②3つの区分ごとの将来の精神病床における入院需要(各都道府県入力)	常勤換算数:3つの区分ごとの将来の看護職員の需要数 =①×②	実人員数:3つの区分ごとの将来の看護職員の需要数	
急性期(0~3月)の入院需要	0.456105	782	356.673976	374.5076748	
回復期(3~12月)の入院需要	0.423526	543	229.9745704	241.4732989	
慢性期(1年以上)の入院需要	0.395291	1680	664.0886306	697.2930621	
	①延べ利用者あたり看護職員数	②追加の基盤整備量(各都道府県入力)	③「追加の基盤整備量」を全て訪問看護で対応とした場合の将来の利用者数	常勤換算数:3つの区分ごとの将来の看護職員の需要数 =①×③	実人員数:3つの区分ごとの将来の看護職員の需要数
改革シナリオに基づく追加の基盤整備量(目標値)	0.055667	976	6344	353.1519323	423.7823187

*「改革シナリオに基づく追加の基盤整備量(目標値)」に入力した値は、Dの1.訪問看護事業所「精神病床の改革シナリオに基づく追加の基盤整備量(目標値)」の欄に自動反映されます。

C.無床診療所

	①現在の患者あたり看護職員数(常勤換算)	②-1 将来の患者数(外来受療率1.0)	②-2 将来の患者数(外来受療率0.9)	②-3 将来の患者数(外来受療率1.1)	常勤換算数:将来の看護職員の需要数 =①×②-1	実人員数:将来の看護職員の需要数	常勤換算数:将来の看護職員の需要数 =①×②-2	実人員数:合計看護職員の需要数	常勤換算数:将来の看護職員の需要数 =①×②-3	実人員数:将来の看護職員の需要数
無床診療所	0.000143	20145154.37	20114827.35	20175481.4	2886.227236	4242.754037	2881.882237	4236.366889	2890.572235	4249.141186

D.訪問看護事業所、介護保険サービス

1.訪問看護事業所

	①現在の利用者数あたり看護職員数	②将来の利用者数	常勤換算数:将来の看護職員の 需要数=①×②	実人員数:将来の看護職員 の需要数
訪問看護事業所 (医療保険)訪問看護	0.055667	5613.22954	312.4720773	374.9664927
訪問看護事業所 (介護保険)訪問看護		7470	415.8330602	498.9996723
「B.精神病床」の改革シナリオに基 づく追加の基盤整備量(目標値)	0.055667	6344	353.1519323	423.7823187

* 地域医療構想における、追加的な介護施設や在宅医療等の需要については、介護保険事業計画におけるサービス見込み量に含まれている。

2.介護保険サービス

	①延べ利用者あたり看護職員数(常 勤換算)	②将来の利用者数	常勤換算数:将来の看護職員の 需要数=①×②	実人員数:将来の看護職員 の需要数
介護老人保健施設	0.00821554	99264	815.5073238	905.2131294
介護老人福祉施設	0.005479863	122832	673.1024732	760.6057948
居宅サービス事業所等	0.000735859	796176	585.8728833	814.3633078
居宅介護支援事業所	0.00012437	609468	75.79965008	84.89560809
その他の介護保険施設等	0.000988588	205080	202.7396135	257.4793092
	①延べ病床あたり看護職員数(常勤 換算)	②将来の病床数	常勤換算数:将来の看護職員の 需要数=①×②	実人員数:将来の看護職員 の需要数
介護医療院	0.187638	479.9219178	90.05157398	99.95724712

E.保健所・市町村・学校養成所等

	業務従事者届との対応	常勤換算数:将来の看護職員の 需要数	実人員数:将来の看護職員の需 要数	
助産所	「3助産所」に該当	44	52.36	助産所の開設数と同じとみなし、令 和元年7月現在の助産所数を使用
社会福祉施設	「6社会福祉施設」の「イ児童福祉施 設」「ウその他」に該当	339.4	407.28	提出率が大幅に改善したため「平成 30年衛生行政報告例」の数値に変更
保健所	「7保健所、都道府県又は市区町村」 の「ア保健所」	64.5	75.465	関係部署に聴き取りを行い、平成31 年4月1日の保健師数を使用。市保健 所分は市への調査結果。
都道府県・市町村	「7保健所、都道府県又は市区町村」 の「イ都道府県(アを除く)、ウ市区町 村(アを除く)」	554.94	649.2798	県:平成31年4月1日の保健師数を使 用。 市:各市町への調査結果。(未回答 市町は「平成28年衛生行政報告 例」)
事業所	「8事業所」に該当	174.265	198.6621	「平成28年衛生行政報告例」の数値 を使用 学校への調査結果に基づく
看護師等学校養成所・研究機関	「9看護師等学校養成所又は研究機 関」	310.8	323.232	
その他	「10その他」に該当	158.655	185.62635	「平成28年衛生行政報告例」の数値 を使用

【供給推計入力シート(実人員)】

都道府県	三重県
------	-----

■2017年の②には「H29 看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」、2018年～2025年の②には「H30 看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」、③には「H28衛生行政報告例」の「従事期間1年未満」の「再就業」、「転職」及び「その他」を合算した値を「総数 1)」で除した値に「①厚生労働省医政局看護課調べ 就業看護職員数(2016年末)」を乗じて算出、④には「日本看護協会の2017年 病院看護実態調査の常勤看護職員の離職率(2016年度値)」からの値が入力されています。
 ■自都道府県の状況を鑑み、必要に応じて2017年～2025年の②～④の値を差し替えてください。数値を差し替えた場合には、自動的に「供給数の見込み」が変更されます。
 ■見込み数は、(前年の看護職員数+②+③)×(1-④)で算出が行われます。

	①厚生労働省医政局看護課調べ 就業看護職員数(2016年末)	供給数の見込み ・2017年～2025年の②～④のデータを変更した場合、見込み数が自動的に修正されます。 ・ 計算式が入力されていますので、この欄の数値は変更しないでください。								
	2016年実績	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
三 重	23,715	23,839	23,973	24,093	24,200	24,297	24,383	24,460	24,530	24,592

2017年		
この年における「新卒業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「再就業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「離職率」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。例えば、離職率が10%の場合、0.1と入力してください。
②新規就業者数	③再就業者数	④離職率
708	2,183	0.104

2018年		
この年における「新卒業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「再就業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「離職率」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。例えば、離職率が10%の場合、0.1と入力してください。
②新規就業者数	③再就業者数	④離職率
734	2,183	0.104

2019年		
この年における「新卒業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「再就業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「離職率」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。例えば、離職率が10%の場合、0.1と入力してください。
②新規就業者数	③再就業者数	④離職率
734	2,183	0.104

2020年		
この年における「新卒業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「再就業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「離職率」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。例えば、離職率が10%の場合、0.1と入力してください。
②新規就業者数	③再就業者数	④離職率
734	2,183	0.104

2021年		
この年における「新卒業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「再就業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「離職率」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。例えば、離職率が10%の場合、0.1と入力してください。
②新規就業者数	③再就業者数	④離職率
734	2,183	0.104

2022年		
この年における「新卒業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「再就業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「離職率」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。例えば、離職率が10%の場合、0.1と入力してください。
②新規就業者数	③再就業者数	④離職率
734	2,183	0.104

2023年		
この年における「新卒業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「再就業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「離職率」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。例えば、離職率が10%の場合、0.1と入力してください。
②新規就業者数	③再就業者数	④離職率
734	2,183	0.104

2024年		
この年における「新卒業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「再就業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「離職率」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。例えば、離職率が10%の場合、0.1と入力してください。
②新規就業者数	③再就業者数	④離職率
734	2,183	0.104

2025年		
この年における「新卒業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「再就業者数」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。	この年における「離職率」の変更がある場合には、数値を差し替えてください。例えば、離職率が10%の場合、0.1と入力してください。
②新規就業者数	③再就業者数	④離職率
734	2,183	0.104

三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例

昭和四十年三重県条例第三十七号

(趣旨)

第一条 保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに歯科技工士の確保及び質の向上に資するため、県が将来看護職員及び歯科技工士になろうとする者に貸与した修学資金の返還の免除については、この条例の定めるところによる。

(返還の当然免除)

第二条 知事は、別に定める看護職員及び歯科技工士の修学資金の貸与に関する規則に基づき修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- 一 養成施設（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校を除く。）若しくは都道府県知事が指定した養成所若しくは同法第二十二條の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所又は歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した養成所をいう。以下同じ。）を卒業した日から一年以内に当該看護職員又は歯科技工士の免許を取得し、直ちに引き続き別表に定める期間、当該修学資金の貸与に関する規則の定めるところにより看護職員又は歯科技工士の業務（保健師助産師看護師法第二十条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者については、助産師の業務に限る。以下「業務」という。）に従事したとき。この場合において、当該養成施設を卒業後さらに他種の看護職員若しくは歯科技工士の養成施設若しくは大学院（業務に関する専門知識の修得を目的とするものに限る。以下同じ。）に在学しているため、又は疾病、災害その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかつた場合には、当該期間は業務従事の継続性を中断しないものとし、また業務従事の期間には算入しないものとする。
- 二 前号に規定する業務従事の期間中又は前号後段の期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなつたとき。
- 三 養成施設を卒業後、さらに他種の看護職員若しくは歯科技工士の養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程に進学し、その施設又は大学院の課程を卒業又は修了の後、引き続き別表に定める期間、当該修学資金の貸与に関する規則の定めるところにより業務に従事したとき。

(返還の裁量免除)

第三条 知事は、別に定める看護職員及び歯科技工士の修学資金の貸与に関する規則に基づき修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金のうち、返還期日が到来していない部分について、全部又は一部を免除することができる。

- 一 前条第一号及び第三号に規定する場合を除くほか、当該修学資金の貸与に関する規則の定めるところにより通算一年以上業務に従事したとき。この場合における期間の通算等については前条第一号後段の規定を準用する。
- 二 前条第二号に規定する場合を除くほか、死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第二条関係）

区 分	期 間
保健師助産師看護師法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校を除く。）若しくは都道府県知事が指定した養成所又は同法第二十二條の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者	当該貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間
歯科技工士法第十四条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所に在学中に歯科技工士の修学資金の貸与を受けた者	五年間

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則

(昭和三十七年三重県規則第八十九号の二)

(趣旨)

第一条 この規則は、県内における保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保及び質の向上に資するため、看護職員を養成する施設に在学する者に対し貸与する看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 看護職員 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。
- 二 養成施設 法の規定に基づき指定された看護職員を養成する学校又は養成所をいう。
- 三 指定機関 別表第一に掲げる施設で県内にあるものをいう。
- 四 指定医療機関 別表第二に掲げる施設で県内にあるものをいう。
- 五 指定分べん取扱機関 別表第三に掲げる施設で県内にあるものをいう。

(貸与)

第三条 知事は、養成施設に在学する者で、将来指定機関、指定医療機関又は指定分べん取扱機関（以下「指定機関等」という。）において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、予算の範囲内において、無利息で修学資金を貸与することができる。ただし、修学資金を貸与する期間は、当該養成施設の正規の修業年限を限度とする。

2 修学資金は、貸与決定の際に定める月から在学している養成施設を卒業する日の属する月まで、毎月、次の表の上欄に掲げる者の同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額を貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、二箇月分以上をまとめて貸与することができる。

貸与対象者	養成施設の設置主体	貸与月額
一 法第十九条又は第二十一条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校及び大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者（通信制の課程に在学している者を除く。）	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	三万六千円
二 法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（大学に限る。）に在学している者（県内の大学に在学している者については、県内者を除く。）	すべての設置主体	五万円

三 法第二十条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者（就業義務を課す他の貸付金等を受けている者又は受けようとする者を除く。）	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	五万円
四 法第二十一条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校及び大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者（通信制の課程に在学している者に限る。）	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	二万一千円
五 法第二十二条の規定に基づき知事が指定した准看護師養成所に在学している者	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	二万一千円

備考 県内者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 大学入学の日の一年前から引き続き県内に住所を有する者
- 二 大学入学の日の一年前から引き続き県内に配偶者又は一親等の親族が住所を有する者

（貸与の申請手続）

- 第四条 前条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、看護職員修学資金貸与申請書（第一号様式）をその者が在学する養成施設の長を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書に規定する連帯保証人の基準その他必要な事項については、知事が別に定める。

（貸与の決定）

- 第五条 知事は、前条の申請書を受理したときは書類審査等により、修学資金を貸与する者（以下「修学生」という。）を決定し、修学生が在学している養成施設の長を経由して本人に通知するものとする。

（貸与の取消等）

- 第六条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該事実の発生した日の属する月からその貸与を取り消すものとする。
- 一 退学したとき。
 - 二 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - 三 性行又は学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - 五 死亡したとき。
 - 六 申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によつて修学生となつたとき。
 - 七 知事が付ける条件に違反したとき。
- 2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受け

た日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において貸与を停止された期間中の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生に復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 3 知事は、修学生が正当な理由なくして第十九条に規定する学業成績及び健康状態を証明する書類を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(借用証書)

第七条 修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の貸与を受けた金額について借用証書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 当該養成施設を卒業したとき。
- 二 第六条第一項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還)

第八条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第六条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間内に、返還しなければならない。

- 一 第六条第一項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。
- 二 性行又は学業成績が不良であつたことにより、在学する養成施設の正規の修業年限内に卒業できなかつたとき。
- 三 看護職員の養成施設を卒業した日から一年以内に貸与の対象となつた当該看護職員の免許を取得しなかつたとき。
- 四 前号の免許取得後直ちに指定機関等において業務に従事しなかつたとき。
- 五 第三号の免許取得後直ちに指定機関等において業務に従事したが三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例（昭和四十年三重県条例第三十七号。以下「条例」という。）第二条第二号に規定する場合を除くほか、指定機関等において業務に従事しなくなつたとき。

(返還明細書)

第九条 前条の規定により、修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日から起算して二十日以内に、返還明細書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。

(返還方法)

第十条 修学資金の返還は、月賦、半年賦若しくは年賦の均等返還又は一括返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることができる。

- 2 一回の返還額は、月賦の場合は貸与月額、半年賦の場合は貸与月額に六を乗じて得た額、年賦の場合は貸与月額に十二を乗じて得た額を下回らない額とする。
- 3 第一項の返還に当たっては、三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の定めるところにより所定の期日までに納付しなければならない。

(返還の当然免除ができる指定機関等)

第十一条 条例第二条第一号又は第三号の規定により第三条第二項の表第一号の項、第四号の項又は第五号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は、指定機関において業務に従事したときとする。

2 条例第二条第一号又は第三号の規定により第三条第二項の表第二号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は、指定医療機関において業務に従事したときとする。

3 条例第二条第一号又は第三号の規定により第三条第二項の表第三号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は、指定分べん取扱機関において業務（助産師の業務に限る。）に従事したときとする。

(返還の裁量免除ができる指定機関等及び業務従事期間)

第十一条の二 条例第三条第一号の規定により第三条第二項の表第一号の項、第四号の項又は第五号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間以上指定機関において業務に従事したときとし、一部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）以上指定機関において業務に従事したときとする。

2 条例第三条第一号の規定により第三条第二項の表第二号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間以上指定医療機関において業務に従事したときとし、一部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）以上指定医療機関において業務に従事したときとする。

3 条例第三条第一号の規定により第三条第二項の表第三号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間以上指定分べん取扱機関において業務（助産師の業務に限る。）に従事したときとし、一部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）以上指定分べん取扱機関において業務（助産師の業務に限る。）に従事したときとする。

(裁量免除のできる額の算出方法)

第十二条 前条の規定による一部免除の額は、指定機関等において業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を、修学資金の未返還の額（返済期日が到来していないものに限る。）に乗じて得た額とする。この場合当該数値は、小数点第一位までをもつて算出する。

(返還の当然猶予)

第十三条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、

当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還を猶予するものとする。

- 一 第六条第一項の規定により修学資金の貸与を取り消されたのちも引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- 二 当該養成施設を卒業後、さらに他種の看護職員を養成する施設又は大学院において在学しているとき。

(返還の裁量猶予)

第十四条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還期日の到来していない修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 条例第三条第一号に規定する場合を除くほか、指定機関等において業務に従事しているとき。
- 二 条例第二条第二号又は第三条第二号に規定する場合を除くほか、疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。

(当然免除等の申請手続)

第十五条 条例第二条又は第三条の規定により返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（第四号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第十三条又は第十四条の規定による返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（第五号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(諾否の通知)

第十六条 知事は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、文書によりその諾否を申請者に通知するものとする。

(期間の計算方法)

第十七条 この規則に規定する期間を計算する場合においては、月数によるものとする。

- 2 条例第二条第一号若しくは第三号又は第三条第一号の規定による指定機関等において業務に従事した期間を計算する場合は、県内において業務に従事を開始した日の属する月から業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入するものとする。
- 3 前項の規定により、指定機関等において業務に従事した期間を計算する場合は、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した日の属する月において、再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を一月として計算するものとする。

(遅延損害金)

第十八条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を期限までに返還しなかつたときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二

号) 第七条の規定により計算した遅延損害金を支払わなければならない。

(学業成績証明書等の提出)

第十九条 修学生は、毎年四月十五日までに前学年末における学業成績及び健康状態を証明する書類を養成施設の長を経由して知事に提出しなければならない。

(届出)

第二十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 退学したとき。
 - 三 修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - 四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - 五 復学したとき。
 - 六 卒業し、又は修了したとき。
 - 七 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつた場合又は死亡その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 2 前項第二号から第六号までの届出にあつては、当該養成施設の長を経由するものとする。
- 3 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 一 第一項第一号又は第七号に掲げる事項に該当するとき。
 - 二 看護職員の免許を取得したとき。
 - 三 指定機関等において業務を開始し、若しくは就業先の指定機関等を変更し、又は業務を廃止したとき。
 - 四 養成施設を卒業したのち、さらに他種の看護職員を養成する施設に入学し、その養成施設を卒業し、又は退学したとき。
 - 五 養成施設を卒業したのち、大学院の修士課程に進学し、その課程を修了し、又は退学したとき。
 - 六 大学院の修士課程を修了したのち、大学院の博士課程に進学し、その課程を修了し、又は退学したとき。
- 4 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第八十七条に規定する者は、返還免除申請書（第四号様式）により、死亡の事実を証明する書類を添えて知事に届け出なければならない。
- 5 第十三条又は第十四条の規定により返還の猶予を受けている者は、毎年四月三十日までに勤務又は在学の状況等を証明する書類を知事に提出しなければならない。

(他の条例等との関係)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）及び三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行

規則(平成二十六年三重県規則第十八号)の定める事項については、その定めるところによる。

別表第一(第二条関係)

- 一 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項の規定に基づく許可病床数が二百床未満の病院
- 二 医療法第七条の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院(前号に掲げるものを除く。)
- 三 医療法第一条の五第二項に規定する診療所
- 四 児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設(同法第七条第二項に規定する重症心身障害児に対し治療を行う施設に限る。)
- 五 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関(前号に掲げるものを除く。)
- 六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 七 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護に限る。)を行う事業所(第一号から第五号までの医療機関又は前号の介護老人保健施設において三年以上の実務経験を有する者が従事しようとする場合のみ該当するものとする。)

別表第二(第二条関係)

- 一 医療法第一条の五第一項に規定する病院
- 二 医療法第一条の五第二項に規定する診療所

別表第三(第二条関係)

- 一 医療法第一条の五第一項に規定する病院で分べんを取り扱う施設
- 二 医療法第一条の五第二項に規定する診療所で分べんを取り扱う施設
- 三 医療法第二条に規定する助産所で分べんを取り扱う施設

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則(以下この項において「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第十条第三項に規定する所定の期日が到来した場合における遅延損害金について適用し、同日前に同条に規定する所定の期日が到来した場合における遅延損害金については、なお従前の例による。

○三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する三重県条例案新旧対照表

改 正 案	現 行								
<p>三重県看護職員等修学資金返還免除に関する 条例 (趣旨) 第一条 省略 (返還の当然免除) 第二条 省略 一 省略 二 省略 三 省略 (返還の裁量免除) 第三条 省略 (規則への委任) 第四条 省略</p>	<p>三重県看護職員等修学資金返還免除に関する 条例 (趣旨) 第一条 省略 (返還の当然免除) 第二条 省略 一 省略 二 省略 三 省略 (返還の裁量免除) 第三条 省略 (規則への委任) 第四条 省略</p>								
<p style="background-color: yellow;">附 則 (令和二年 月 日三重県条例第 号)</p>									
<p style="background-color: yellow;">1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。</p>									
<p style="background-color: yellow;">2 改正後の三重県看護職員等修学資金返還免除に 関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に 修学資金の貸与が決定される者の修学資金につい て適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された 者の修学資金については、なお従前の例による。</p>									
<p>別表 (第二条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師助産師看護師法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校及び修学期間が一年の助産師学校を除く。)若しくは都道府県知事が指定した養成所(修学期間が一年の助産師養成所を除く。)又は同法第二十二条の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者</td> <td>当該貸与を受けた期間に相当する期間(当該期間が一年に満たないときは、一年とす。に一年を加えた期間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間	保健師助産師看護師法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校及び修学期間が一年の助産師学校を除く。)若しくは都道府県知事が指定した養成所(修学期間が一年の助産師養成所を除く。)又は同法第二十二条の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者	当該貸与を受けた期間に相当する期間(当該期間が一年に満たないときは、一年とす。に一年を加えた期間	<p>別表 (第二条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師助産師看護師法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校を除く。)若しくは都道府県知事が指定した養成所又は同法第二十二条の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者</td> <td>当該貸与を受けた期間に相当する期間(当該期間が一年に満たないときは、一年とす。に一年を加えた期間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間	保健師助産師看護師法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校を除く。)若しくは都道府県知事が指定した養成所又は同法第二十二条の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者	当該貸与を受けた期間に相当する期間(当該期間が一年に満たないときは、一年とす。に一年を加えた期間
区分	期間								
保健師助産師看護師法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校及び修学期間が一年の助産師学校を除く。)若しくは都道府県知事が指定した養成所(修学期間が一年の助産師養成所を除く。)又は同法第二十二条の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者	当該貸与を受けた期間に相当する期間(当該期間が一年に満たないときは、一年とす。に一年を加えた期間								
区分	期間								
保健師助産師看護師法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校を除く。)若しくは都道府県知事が指定した養成所又は同法第二十二条の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者	当該貸与を受けた期間に相当する期間(当該期間が一年に満たないときは、一年とす。に一年を加えた期間								

保健師助産師看護師法第二十条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所（修学期間が一年の助産師学校又は養成所に限る）に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者	当該貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に二年を加えた期間
歯科技工士法第十四条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所に在学中に歯科技工士の修学資金の貸与を受けた者	当該貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間

歯科技工士法第十四条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所に在学中に歯科技工士の修学資金の貸与を受けた者	五年間

○三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の一部を改正する三重県規則案新旧対照表

改 正 案			現 行		
三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則 (趣旨)			三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則 (趣旨)		
第一条 省略 (定義)			第一条 省略 (定義)		
第二条 省略 (貸与)			第二条 省略 (貸与)		
第三条 省略			第三条 省略		
2 省略			2 省略		
貸与対象者	養成施設の設置主体	貸与月額	貸与対象者	養成施設の設置主体	貸与月額
一 法第十九条又は第二十一条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校及び大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者（通信制の課程に在学している者を除く。）	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	三万六千円	一 法第十九条又は第二十一条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校及び大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者（通信制の課程に在学している者を除く。）	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	三万六千円
二 法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校、及び修学期間が一年の助産師学校を除く。）に在学	すべての設置主体	五万円	二 法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（大学に限る。）に在学している者（県内の大学に在学してい	すべての設置主体	五万円

している者 (県内の大学に在学している者については、県内者を除く。)		
三 法第二十条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所 (修学期間が一年の助産師学校若しくは養成所に限る)に在学している者(就業義務を課す他の貸付金等を受けている者又は受けようとする者を除く。)	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	七万円
四 法第二十一条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校及び大学を除く。)又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者 (通信制の課程に在学している者に限る。)	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	二万一千円
五 法第二十二条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校及び大学を除く。)又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者 (通信制の課程に在学している者に限る。)	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	二万一千円

る者については、県内者を除く。)		
三 法第二十条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(大学を除く。)又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者(就業義務を課す他の貸付金等を受けている者又は受けようとする者を除く。)	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	五万円
四 法第二十一条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校及び大学を除く。)又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者 (通信制の課程に在学している者に限る。)	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	二万一千円
五 法第二十二条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校及び大学を除く。)又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者 (通信制の課程に在学している者に限る。)	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	二万一千円

づき知事が指 定した准看護 師養成所に在 学している者	すべての設置主 体	
--------------------------------------	--------------	--

備考 省略
(貸与の申請手続)

第四条 省略
(貸与の決定)

第五条 省略
(貸与の取消等)

第六条 省略
(借用証書)

第七条 省略
(返還)

第八条 省略
(返還明細書)

第九条 省略
(返還方法)

第十条 省略
(返還の当然免除ができる指定機関等)

第十一条 省略
(返還の裁量免除ができる指定機関等及び業務従
事期間)

第十一条の二 省略
(裁量免除のできる額の算出方法)

第十二条 省略
(返還の当然猶予)

第十三条 省略
(返還の裁量猶予)

第十四条 省略
(当然免除等の申請手続)

第十五条 省略
(諾否の通知)

第十六条 省略
(期間の計算方法)

第十七条 省略
(遅延損害金)

第十八条 省略
(学業成績証明書等の提出)

第十九条 省略
(届出)

づき知事が指 定した准看護 師養成所に在 学している者	すべての設置主 体	
--------------------------------------	--------------	--

備考 省略
(貸与の申請手続)

第四条 省略
(貸与の決定)

第五条 省略
(貸与の取消等)

第六条 省略
(借用証書)

第七条 省略
(返還)

第八条 省略
(返還明細書)

第九条 省略
(返還方法)

第十条 省略
(返還の当然免除ができる指定機関等)

第十一条 省略
(返還の裁量免除ができる指定機関等及び業務従
事期間)

第十一条の二 省略
(裁量免除のできる額の算出方法)

第十二条 省略
(返還の当然猶予)

第十三条 省略
(返還の裁量猶予)

第十四条 省略
(当然免除等の申請手続)

第十五条 省略
(諾否の通知)

第十六条 省略
(期間の計算方法)

第十七条 省略
(遅延損害金)

第十八条 省略
(学業成績証明書等の提出)

第十九条 省略
(届出)

第二十条 省略

(他の条例等との関係)

第二十一条 省略

附 則(令和 年 月 日三重県規則第 号)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則(以下この項において「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に新規に貸与する者について適用し、同日前に貸与を受けた者の貸与月額については、なお従前の例による。

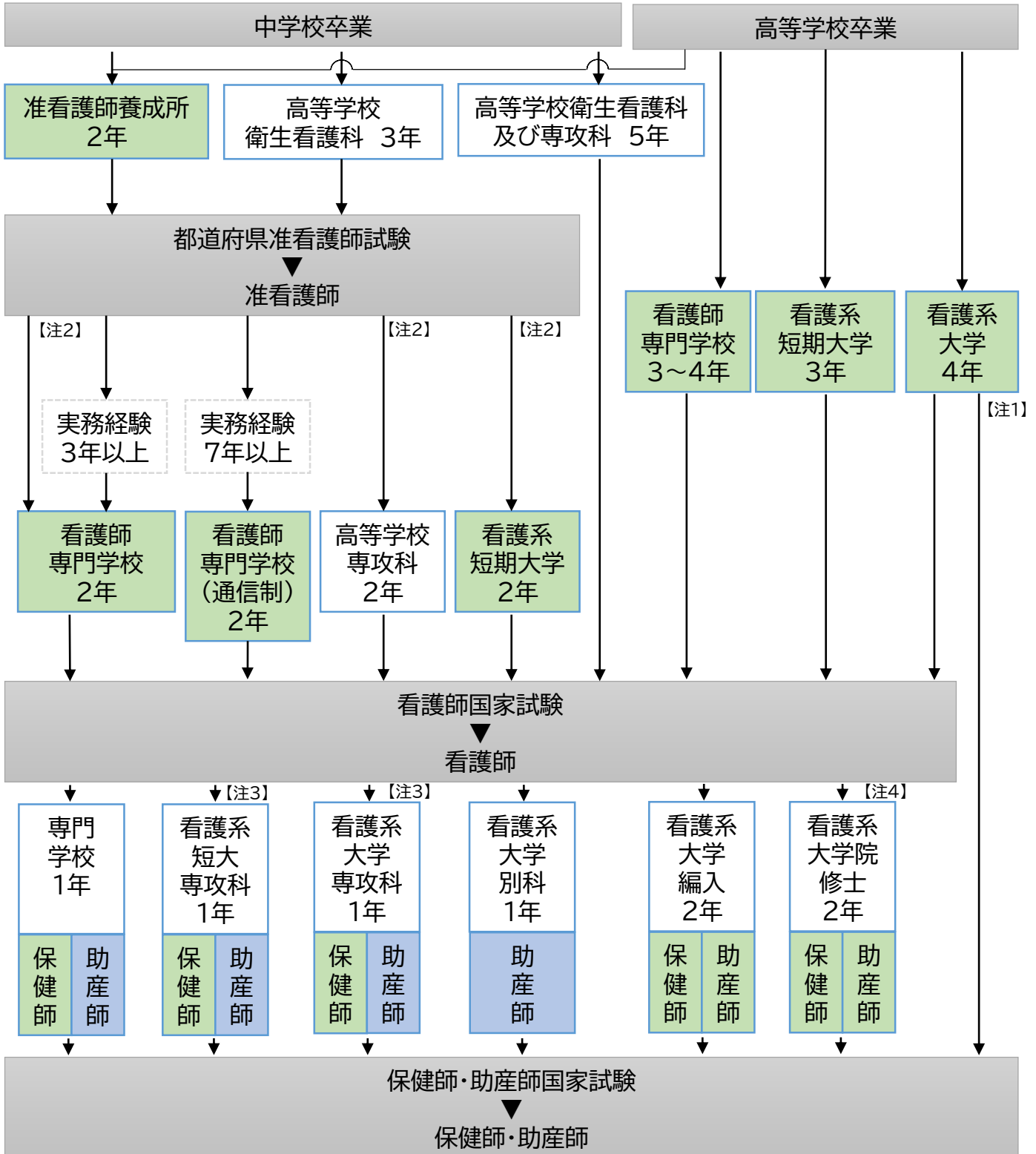
第二十条 省略

(他の条例等との関係)

第二十一条 省略

看護教育制度図

参考資料 6



貸与期間+1年 (Green box) 貸与期間+2年 (Blue box)

【注1】それぞれの課程に必要な単位を修得することによって、保健師・助産師の国家試験受験資格が得られます。

【注2】入学資格は、高等学校を卒業した准看護師

【注3】入学資格は、看護系大学・短期大学(3年)・看護師養成所(3年以上)を卒業した看護師

【注4】大学専攻科・大学院修士課程の入学資格は、4年以上の専門学校のうち文部科学大臣が認めた課程の修了者又は大学を卒業した看護師